

いすみ市小規模埋立て等による土壌の汚染
及び災害の発生防止に関する条例

申請・届出から完了までの手引き

令和6年6月改正

環境保全課

電 話 0470-62-1385

F A X 0470-63-1252

E-Mail kankyou2@city.isumi.lg.jp

目 次

—はじめに—	P1
1 主な改正点	P1
2 土砂等の埋立て事業等を実施する方への留意事項	P1～2
3 事業の実施にあたって	P2～3
4 小規模埋立て事業について	P3
(1) 事業区域、対象事業	P3～4
(2) 使用材料等	P4～5
(3) その他注意する事項	P5
5 提出書類の作成要領	P5
(1) 書類の作成要領	P5
(2) 図面の作成要領	P5
6 面積 500 m ² 以上 3,000 m ² 未満の小規模埋立て等（一時たい積） の許可フロー	P6
(1) 小規模埋立て等の事前協議、許可申請について	P7～8
(2) 一時たい積の事前協議、許可申請について	P8
7 面積 500 m ² 未満の小規模埋立て等（一時たい積）の届出フロー	P9
8 面積 500 m ² 以上 3,000 m ² 未満の小規模埋立て等（一時たい積） の許可後のフロー	P10
9 同意・承諾	P11
(1) 同意・承諾の区分	P11
(2) 事業の妨げとなる権利を有する者の同意	P11
(3) 事業区域に隣接する土地所有者の承諾	P11
10 申請の制限	P11
11 許可の基準	P11～12
12 変更の許可申請、変更の届出	P12
(1) 軽微な変更	P12
(2) 変更の許可	P12～13
13 土砂等の発生状況の調査	P13
14 搬入届出	P13～15
15 土砂等の量等の報告	P16
16 地質検査等の実施	P17
17 関係書類の縦覧	P17
18 標識の掲示等	P17
19 廃止等	P17～18
20 完了等	P18～19

21	譲受け	P19
22	相続等	P19
23	報告の徴収	P19
24	違反事実の公表	P19
25	手数料	P20
26	罰則	P20
27	条例・規則本文	P21～51
	別表第1（構造上の基準に係る適用除外）	P52～53
	別表第2（小規模埋立て等の構造上の基準）	P54～55
	別表第3（一時たい積の構造上の基準）	P55
	別表第4（地質分析項目、基準値、測定方法）	P56～57
参考	別表第2の3の項の表について	P58～61
参考	別表第2の4の項の擁壁の基準について	P62～64

ー はじめに ー

いすみ市では、市制施行の平成 17 年 12 月に「小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を制定し、面積 500 m²以上 3,000 m²未満を対象に土砂等の埋立て等を規制してきましたが、市内では悪質な埋立て等が行われ、市民からは被害相談、苦情や不安の声が多く届くようになり、これまでの条例では規制することが厳しい状況となりました。

こうした情勢を鑑みて条例改正を実施し、必要な規制を令和 6 年 7 月 1 日から施行するに至ったものです。

この手引きは、土砂等の埋立て等を行う皆様に、条例の内容を理解して頂くため、必要な事項等を解説したものです。条例の目的を十分理解され、土砂等の埋立て等による土壌の汚染や災害の発生を未然に防止するようお願いします。

1. 主な改正点

- 500 m²未満の小規模埋立て等が事前届出制になります。
- 面積 500 m²以上 3,000 m²未満の小規模埋立て等は、許可申請の前にすべて事前協議が必要となります。
- 埋立て事業区域内の施工の妨げとなる権利を有する者の同意及び隣接する土地所有者の承諾がすべて必要となります。
- 小規模埋立て等の許可申請は、事業期間が最長 1 年とします。事業期間の変更に ついても最長 1 年とします。
- 届出となっていた承継の内、譲受けについて許可制とします。
- 措置命令等に違反したときは、違反事実を公表します。

2. 土砂等の埋立て事業等を実施する方への留意事項

土地利用の形態等を問わず、外部から搬入する土砂等による埋立て、盛土、宅地造成、農地かさ上げ（客土行為を含む。）及び一時的なたい積を行う行為を「土砂等の埋立て等」といいます（第 2 条第 1 項）。

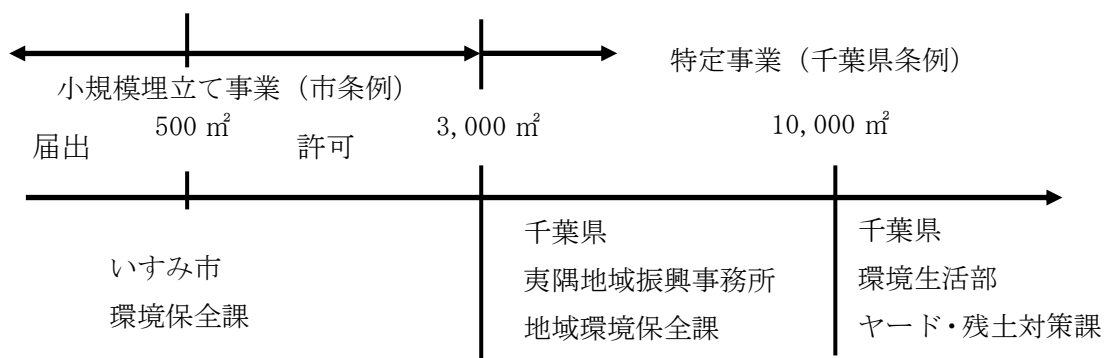
このうち、500 m²以上 3,000 m²未満の区域（土砂等の埋立て等に供する区域に隣接する土地において土砂等の埋立て等を施工する日前 2 年以内に埋立て等が施工され、又は施工中の場合においては、当該区域と既に施行され、又は施工中の土砂等の埋立て等に供する区域の面積を合算して 500 m²以上 3,000 m²未満になる場合を含む。ただし、事業主らのいずれもが異なる場合は、この限りではない。）を土砂等で埋立て等に供する事業は、「いすみ市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」に基づく事前協議（条例第 5 条の 3）、許可（条例第 5 条）の手続きが必要です。

また、許可を受けようとする小規模埋立て等が他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行うものを「一時たい積」といい、使用する土砂等による土壌の汚染及び災害の発生を防止するため、事前協議、許可を受けることが必要です。500 m²未満の埋立て等を行う場合は、すべて届出が必要です。（第5条の2）

何人も、安全基準に適合しない土砂等を使用して、土砂等の埋立て等を行ってはならない（条例第4条） こととなっています。

なお、「土砂等の埋立て等」に供する区域の面積が3,000 m²以上の場合、「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」に基づく千葉県知事の許可が必要となります。

許可・届出窓口関係図



3. 事業の実施にあたって

「いすみ市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」以外の法令で規制があるものについては、それぞれの法令の適用を受けることになり、許可等が必要なものについては、併せて許認可等を取ることが必要です。

- 小規模埋立て等を実施する区域（土地）の埋蔵文化財の有無について、教育委員会に確認すること。（埋蔵文化財がある場合は、その調査後の申請となる。）
- 小規模埋立て等を実施する区域（土地）内に、法定外公共物（赤道、青道等）がある場合（公図で確認すること。）は、それが機能しているかどうか、埋立てをするために必要な措置はどうするのか等を建設課に確認すること。
- 小規模埋立て等を実施する区域（土地）が農地の場合は、農地転用（一時転用を含む。）許可について、農業委員会事務局に必要な手続きを確認すること。
- 小規模埋立て等を実施する土地が山林等の場合は、地域、面積等により必要な許可や届出が異なるため、農林課に確認すること。
- 現場事務所建設（仮設対応可）については、建築確認を所掌する都市整備課に規模、条件等を確認すること。

- その他、施行規則第5条別表第1に掲げる行為や開発行為など、関係許認可を十分に確認すること。
- 1,000 m²以上の一時たい積事業（ストックヤード）は、粉じん発生施設に該当するため、大気汚染防止法の届出が必要となるため、千葉県夷隅地域振興事務所に確認すること。
- 土砂等の埋立て等による事業を行う者は、土地所有者の同意を得ることはもちろんのこと、隣接土地所有者及び近隣居住者に対し、事業内容について十分な説明を行い、十分な理解を得ること。

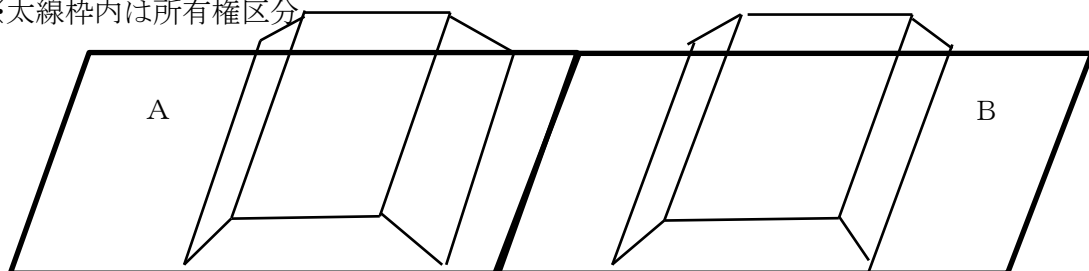
4. 小規模埋立て事業について

(1) 事業区域、対象事業

- ① 小規模埋立て事業区域の面積については、埋立て等の用に供する区域の面積をいい、区域外の搬入路、現場事務所は含まない。ただし、一時たい積場の保安地帯は事業の区域に含まれる。
また、開発行為や宅地造成等の事業において、切土・盛土で実施する場合は、その事業区域外から搬入する土砂等で埋立て等を行う区域が対象となる。
- ② 事業規模が、変更により 3,000 m²以上になる場合には、市条例による完了確認を得た後に、県条例の許可が必要となる。
- ③ 植栽のために、樹木と一緒に搬入する土砂はこの条例の許可対象外である。
- ④ その他、この条例の許可対象外となる事業は、条例第5条ただし書きに記載されたものとなる。

事業区域の取扱図（例1）

※太線枠内は所有権区分

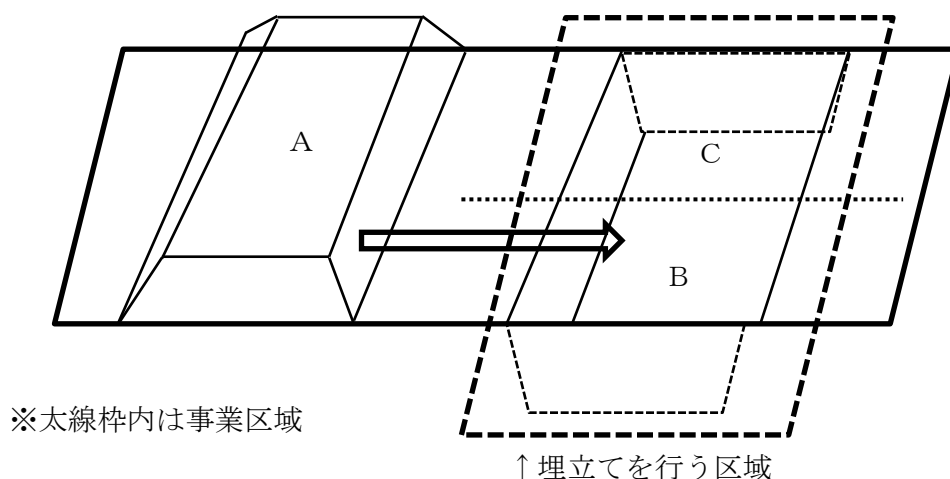


←分筆や所有権移転しての埋立て、あるいは事業区域が一团となる埋立て等→

取扱図で、もともと面積が 500 m²以上の土地を 500 m²未満となるよう土地Aと土地Bに分筆・所有権移転し、あるいは土地Aと土地Bが同一所有者であったものを土地Bの所有権移転を行い、それぞれの土地所有者、管理者・占有者、施工者が異なるに至ったことが明白な小規模埋立て等は、500 m²平方メートル未満の小規模埋立て等（一時たい積）届受理書を交付しないことがあります。

また、埋立区域の土地利用、近接性、施行時期等により事業区域が一団（例えば、それぞれの土地所有者、管理者・占有者、施工者が異なっても事業区域が連続して一体と見なされる場合、同一時期に同一人物・同一重機を使用しての埋立て施工している場合等）となるときは、許可申請の指導を行います。

事業区域の取扱図（例２）



取扱図で、Aの山部分を切土して点線で示す区域を盛土しようとする際に、B区域は事業区域から発生した土砂等で埋立てが完了したが、C区域を埋める土砂等が不足したため事業区域外からの土砂等の搬入が必要となった。

この際、C区域の実測面積が 500 m²以上である場合には、小規模埋立て等許可申請が必要となります。

（２）使用材料等

① 搬入路の路盤材としての鉱滓や碎石などは、この条例の対象外であるが、事業完了等の際には撤去が必要です。

② 「第４種建設発生土」を石灰処理し粒度・水分等を調整した土砂等は、「第３種改良土」以上になれば使用することは可能です。

ただし、PH 値が高い場合などがあるので植物の育成障害等の問題があるため土地の用途によっては、不可となる場合がある。

また、「第４種建設発生土」及び「泥土」は、埋立て等の事業での使用を禁止します。

③ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた汚泥や「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」で定められた放射線物質は土砂等には分類されないため、埋立て等の事業での使用は禁止しています。

また、建設汚泥を中間処理した改良土については、「廃棄物と土砂の混合物」（平成 17 年 7 月 25 日・環廃産発第 050725002 号・環境省大臣官房廃棄物・リ

サイクル対策部産業廃棄物課長)として扱われるため、埋立て等の事業での使用は禁止します。

(3) その他注意する事項

- ① 小規模埋立て等に供する区域の表面をアスファルト舗装、碎石等による敷均しをする場合や天地返し等を行う場合は、区域以外からの土砂等の搬入が終了した時点で、完了等確認を受けて確認結果の通知後に実施する。
- ② 「土砂搬入届」に添付する「土砂等採取元証明書」「検査試料採取調書」「地質分析結果証明書」は、小土量であっても、発生場所ごとに提出する必要がある。ただし、法令等に基づき許認可がなされた土砂採取場から採取された土砂等の場合は、当該土砂の「土砂等売渡・譲渡証明書」による書面の添付に代えることができる。
- ③ 事業の変更(期間延長、区域拡大等)は、許可期限が切れてからの変更は認められないので、変更許可が必要な場合は、期限に余裕を持って手続きを行うこと。
- ④ 許可申請前に土砂等の埋立て等を行うのではなく、必ず埋立て等を実施する前に申請すること。

5. 提出書類の作成要領

(1) 書類の作成要領

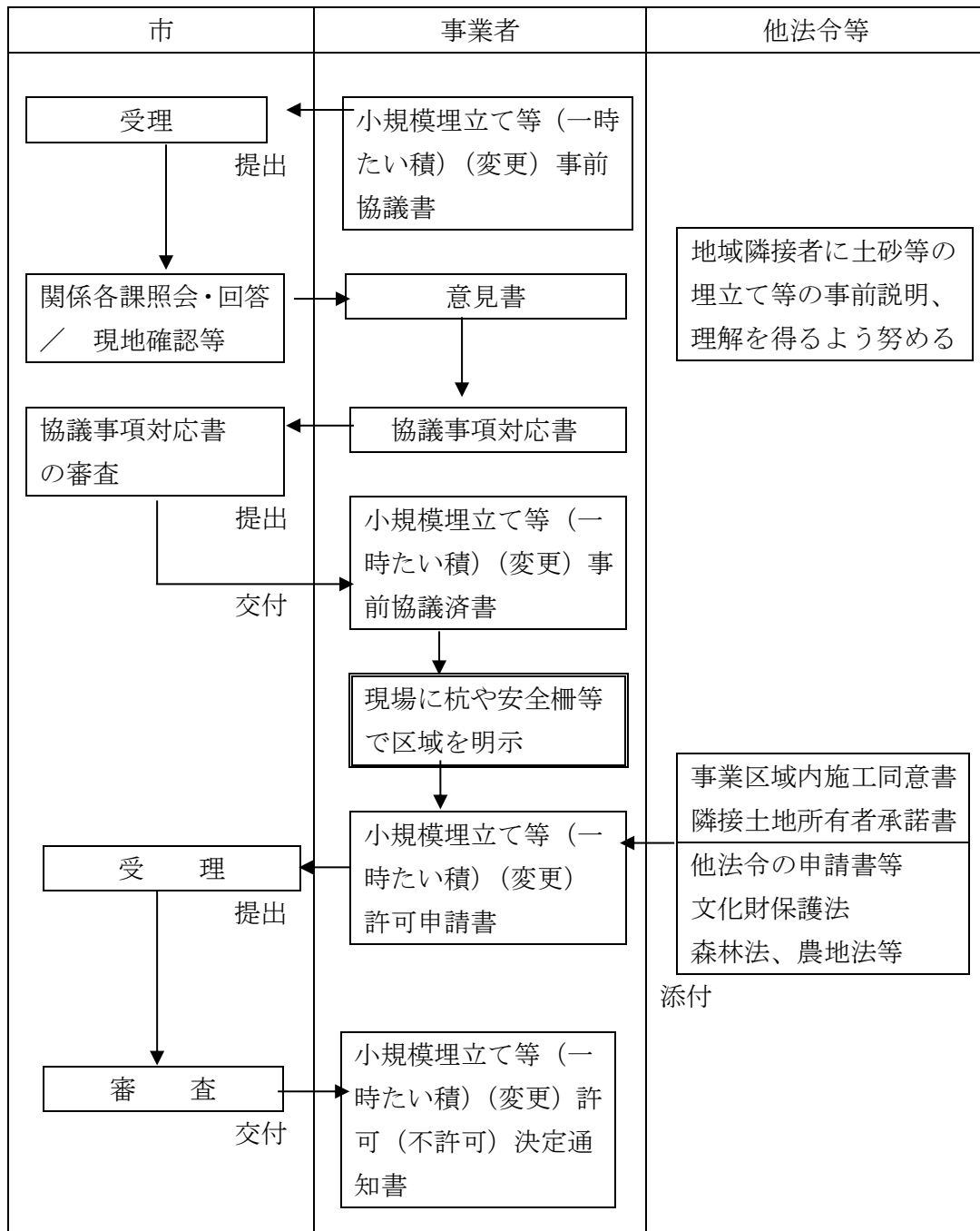
- ① 事前協議書、許可申請書等の添付書類については、図面類を除き日本工業規格A列4番で作成し、フラットファイル等で製本してください。
- ② 事前協議書、許可申請書の添付書類については、目次を作成してください。
- ③ 各書類の提出部数は、正本1部、副本1部の2部です。副本は後日返却します。なお、関係部署への意見照会に使用するため、別途副本の提出を求める場合があります。
- ④ 住民票の写し、印鑑登録証明書、登記事項証明書、公図等は、各書類申請時の3か月以内に発行されたものとしてください。

(2) 図面の作成要領

- ① A列3番を超える大きさの図面は、図面袋等に入れて末尾に綴るとともに、別途A列3番に縮小したものを添付してください。
- ② 一つの図面に二つ以上の内容を記載する場合は、その内容を示す表題を全て記載してください。
- ③ 添付図面等で色塗りをした場合は、必ず凡例を示してください。
- ④ 図面縮尺は、位置図(1/25,000程度)、見取図(1/2,500程度)、搬入・搬出予定経路図(実際に使用する道路がわかる地図)、平面図、断面図及び求積図(1/250から1/500程度)で作成し、断面図は土砂のたい積が最大となった場合の当該たい積構造が確認できるものとします。

6. 面積 500 m²以上 3,000 m²未満の小規模埋立て等（一時たい積）の許可フロー

許可フロー図



(1) 小規模埋立て等の事前協議、許可申請について

- ① 小規模埋立て等の事前協議、許可申請に必要な書類（添付書類）は、それぞれ小規模埋立て等事前協議書（様式第2号の4）、小規模埋立て等許可申請書（様式第3号）に記載されているので確認すること。
- ② 小規模埋立て等が完了した場合の小規模埋立て等に供する区域の構造：別表第2に掲げる構造上の基準のとおりとすること。必要に応じ、のり面保護工の種類と方法等を記載すること。

〈別表第2〉

土砂等の区分		小規模埋立て等の高さ		のり面の勾配
砂、れき、砂質土、れき質土、通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるものの	建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土及び第3種建設発生土	土質試験等に基づき小規模埋立て等の構造の安定計算を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保される勾配
	その他	10メートル以下		垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル（小規模埋立て等の高さ5メートル以下の場合にあっては1.5メートル）以上の勾配
	その他	5メートル以下		垂直1メートルに対する水平距離が1.5メートル以上の勾配
その他		安定計算を行い、安全が確保される高さ		安定計算を行い、安全が確保される勾配

- ③ 使用土砂等予定量計算書は土量の変化率を考慮し計算すること。
- ④ 構造安定計算書は別表第2の構造上の基準に基づき、必要に応じて添付すること。
- ⑤ 擁壁の断面図及び背面図並びに構造計算書での構造の基準は、参考2（別表第2の4の項の擁壁の基準について）を参照すること。図面は1/20から1/50程度で、背面図は擁壁の裏面の構造が判別できるもの。
- ⑥ 排水関連の書類は必要に応じて添付すること。

⑦小規模埋立て等が別表第1に掲げる行為に該当することを証する書面は、当該許可等の許可書等または申請書の写し（提出先の受付印のあるもの）を添付すること。

（2）一時たい積の事前協議、許可申請について

- ① 一時たい積事業の事前協議、許可申請に必要な書類（添付書類）は、それぞれ一時たい積事前協議書（様式第2号の5）、一時たい積許可申請書（様式第4号）に記載されているので確認すること。
- ② 小規模埋立て等に使用される土砂等のたい積の構造：別表第3に掲げる構造上の基準のとおりとすること。

〈別表第3〉

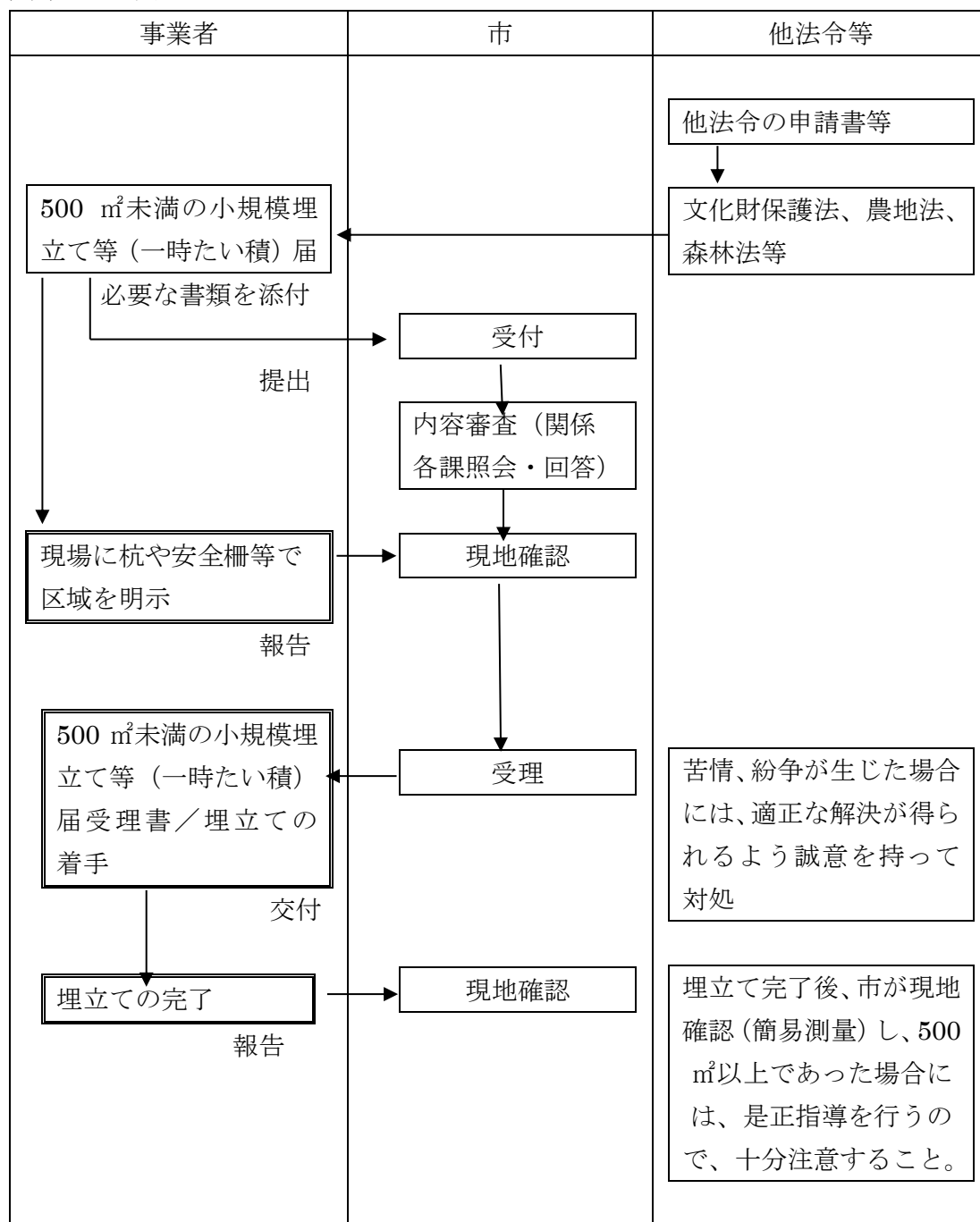
一時たい積に係る構造上の基準

- 1 一時たい積が行われる区域の隣接地とたい積を行う場所との間に、2メートル以上の幅の保安地帯が設置されていること。
- 2 土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の高さ（のり面の最下部と最上部の高低差をいう。）が5メートル以下であること。
- 3 土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積によるのり面の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配であること。

- ③ 排水関連の書類は必要に応じて添付すること。

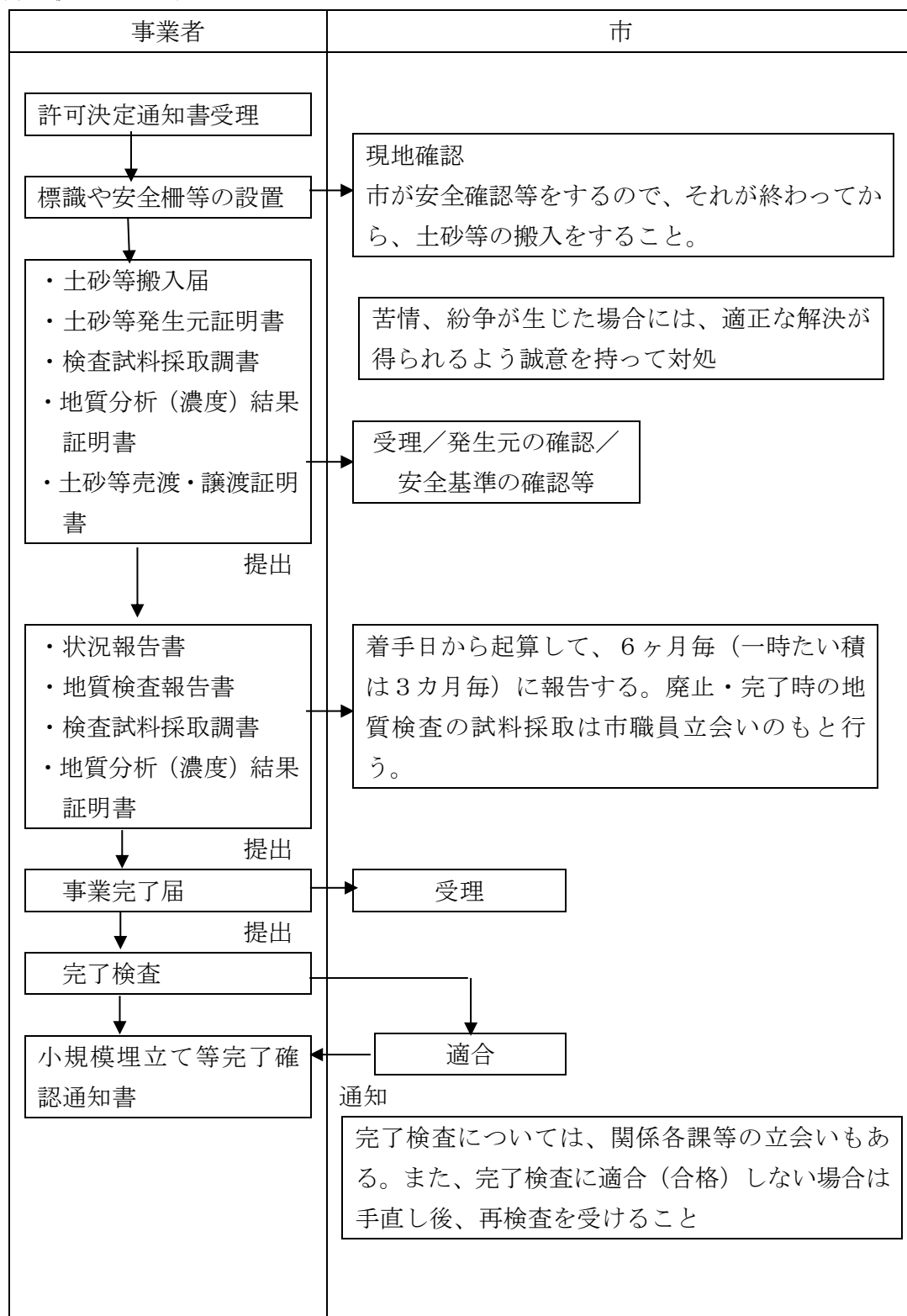
7. 500 m²未満の小規模埋立て等（一時たい積）の届出フロー

届出フロー図



- ① 500 m²未満の小規模埋立て等（一時たい積）届に必要な書類（添付書類）は、小規模埋立て等（一時たい積）（様式第2号の2）に記載されているので確認すること。
- ② 小規模埋立て等が完了した場合の小規模埋立て等に供する区域の構造：別表第2に掲げる構造上の基準のとおりとすること。
- ③ 土砂等搬入予定量は、土量の変化率を考慮し計算すること。

8. 面積 500 m²以上 3,000 m²未満の小規模埋立て等（一時たい積）の許可後のフロー
許可後のフロー図



① 土砂等搬入に係る必要な書類は、土砂等搬入届（様式第7号）に記載されているので確認すること。

9. 同意・承諾

事前協議を開始してから許可申請をするまでに、事業区域内の土地について施工の妨げとなる権利を有する者の同意、隣接する土地所有者から承諾を得なければなりません。

(1) 同意・承諾の区分

面積等 区分	500 m ² 未満の土地の 埋立て等	500 m ² 以上	
		採取場所等から 採取された土砂 のみでの埋立て	左記以外での 埋立て
事業の施工の妨げとな る権利を有する者	○	○	○
事業区域に隣接する土 地所有者	×	○	○

○：同意・承諾が必要 ×：同意・承諾が不要

(2) 事業の妨げとなる権利を有する者の同意

事業区域内の土地に係る地上権、永小作権、質権、地役権、賃借権、抵当権を有する者の同意を得なければなりません。

様式第2号の8	事業区域内施工同意者 ※一時たい積も様式は同一
---------	-------------------------

(3) 事業区域に隣接する土地所有者の承諾

事業区域を含む土地（筆）に隣接する全ての土地所有者に当該事業を行うことを説明し、承諾を得なければなりません。

様式第2号の9	隣接土地所有者承諾書 ※一時たい積も様式は同一
---------	-------------------------

10. 申請の制限

小規模埋立て等の申請には、下記の制限があります。

- ① 事業の期間は、1年を超えて許可の申請をすることができません。
- ② 業主らが措置命令を受け、必要な措置を完了していないときは許可の申請をすることができません。

11. 許可の基準

小規模埋立て等は、下記に適合しなければ許可となりません。

- ① 事業主らが次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 措置命令を受け、必要な措置を完了していない者
 - イ 許可を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しない者
 - ウ 小規模埋立て等の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

- エ 小規模埋立て等の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
- オ いすみ市暴力団排除条例（平成24年いすみ市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）
- カ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人がアからオまでのいずれかに該当するもの
- キ 法人であつて、その役員又は規則で定める使用人のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ク 個人であつて、規則で定める使用人のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ケ 暴力団員等がその事業活動に関与し、支配する者
- ② 小規模埋立て等が1年以内に完了するものであること。
- ③ 当該申請に係る小規模埋立て等に使用される土砂等のたい積の構造が、当該小規模埋立て等に供する区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして構造上の基準（P57～58）に適合するものであること。
- ④ 一時たい積以外の小規模埋立て等にあつては、小規模埋立て等に使用される土砂等の採取場所が特定していること。
- ⑤ 同意及び承諾を得ていること。

12. 変更の許可申請・変更の届出

許可を受けた小規模埋立て等の内容を変更しようとするときは、変更の許可を受けなければなりません。ただし、軽微な変更は届出により行うことができます。

（1）軽微な変更

様式第5号の2	小規模埋立て等（一時たい積）変更届
①氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）、住所の変更	
②小規模埋立て等に使用される土砂等の量の変更（当該土砂等の量を減少させるものに限る。）	
③小規模埋立て等に使用される土砂等の採取場所の変更	
④小規模埋立て等に使用される土砂等の搬入計画の変更	

（2）変更の許可

上記（1）に該当しない変更については、許可が必要です。

期間を変更する場合は、当初の当該許期間が満了する日から通算して最長1年間しか認められません。

小規模埋立て等の面積を拡張したことにより、新たに事業区域内の土地及び隣接土地となった所有者から、同意及び承諾を得なければなりません。

事業計画に変更が生じる場合は、変更の事前協議が必要です。

様式第 2 号の 6	小規模埋立て等（一時たい積）変更事前協議書
①許可申請に添付した書類及び図面のうち、変更に係る書類及び図面 （変更前、変更後の比較ができるもの）	

様式第 5 号	小規模埋立て等（一時たい積）変更許可申請書
①許可申請に添付した書類及び図面のうち、変更に係る書類及び図面 （変更前、変更後の比較ができるもの）	

13. 土砂等の発生状況の調査

市は、土砂等の埋立て等に使用される土砂等について、状況に応じ発生元に赴き、当該発生元に汚染の原因の可能性があるかどうか、また運搬形態や運行ルートが適正であるかどうか等について、現地確認をします。

市が発生元調査に行く際には、発生元現場責任者の方や分析業者の方などと調整を図る等協力をお願いします。

14. 搬入の届出

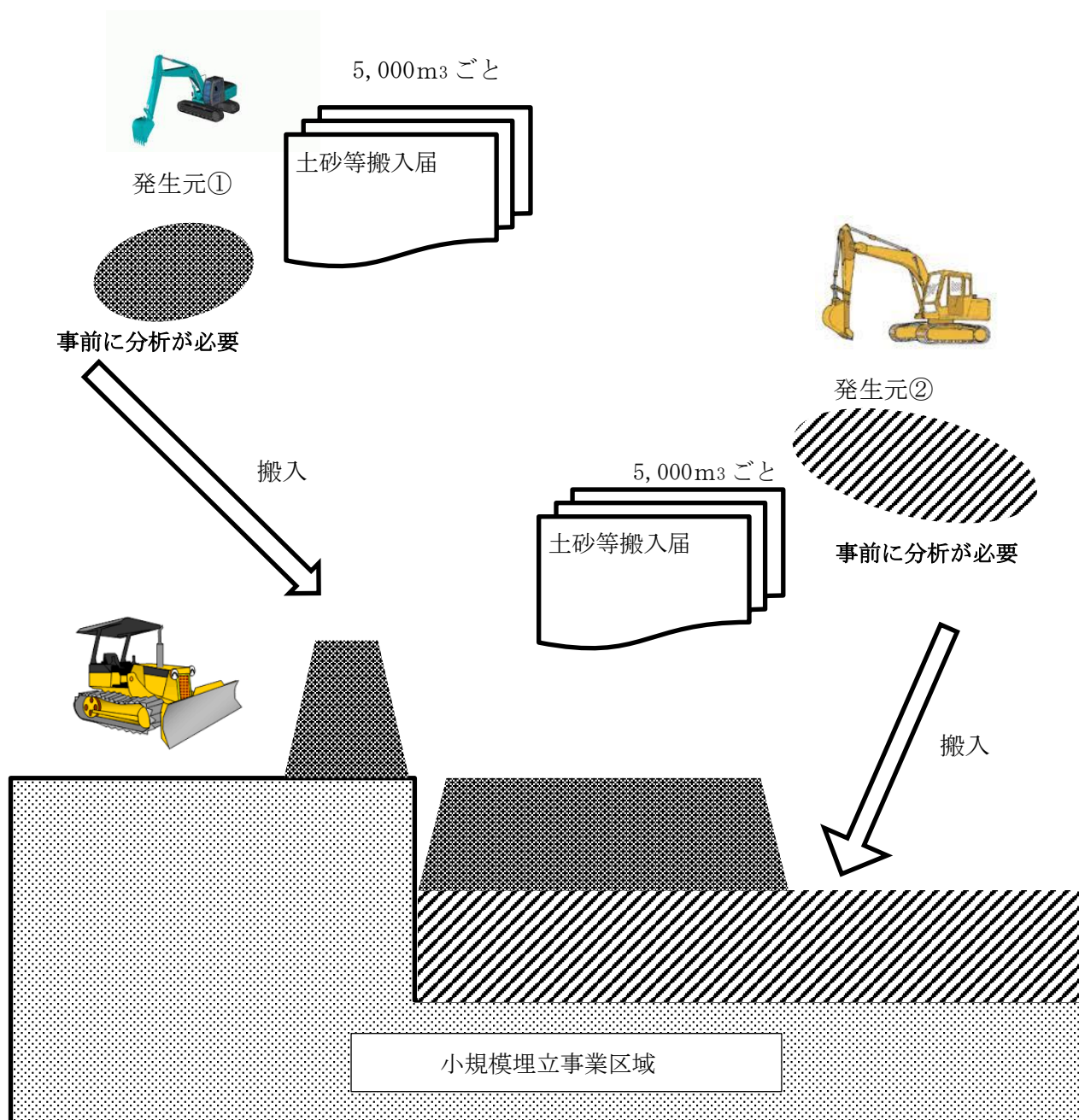
小規模埋立て等に供する区域に土砂等を搬入しようとするときは搬入する前に、発生場所 5,000m³ ごとに発生元や安全基準の適合が確認できる書類を添付し、届出しなければなりません。

なお、その際に他法令等で定められた必要な許可証の写しを添付すること。

様式等	提出書類	建設発生土	許認可土砂等
様式第 7 号	土砂等搬入届	○	○
様式第 8 号	土砂等採取元証明書	○	○
様式第 9 号	検査試料採取調書	○	
様式第 10 号	地質分析（濃度）結果証明書	○	
様式第 11 号	土砂等売渡・譲渡証明書		○
添付書類	土砂等の採取場所の平面図	○	
	土砂等の採取場所の現場写真	○	
	砂利採取計画認可許可証の写し等		○

土砂等搬入届の取扱図

※搬入前に各々、土壌分析を行う必要があります。



土砂搬入届の取扱図（一時たい積）

発生元①

5,000m³ ごと

小規模埋立事業土砂等
土砂搬入届

発生元①

発生元②

5,000m³ ごと

小規模埋立事業土砂等
土砂搬入届

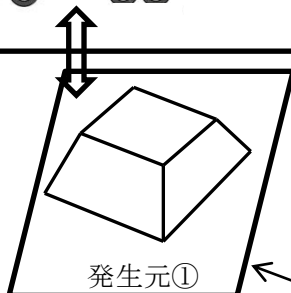
発生元②

発生元③

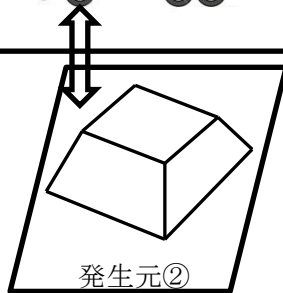
5,000m³ ごと

小規模埋立事業土砂等
土砂搬入届

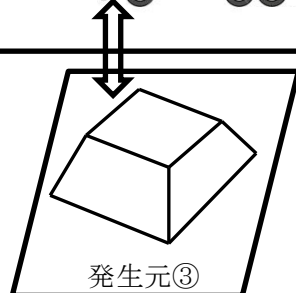
発生元③



発生元①



発生元②



発生元③



※ブルーシート等で元の
地面と遮断すること。

小規模埋立て等一時たい積の「事業区域」

※1 一時たい積では埋立て等を開始した日から3月毎に地質検査が必要となる。

※2 土砂搬入届毎に土砂等を区分し、地下浸透させない構造とする。

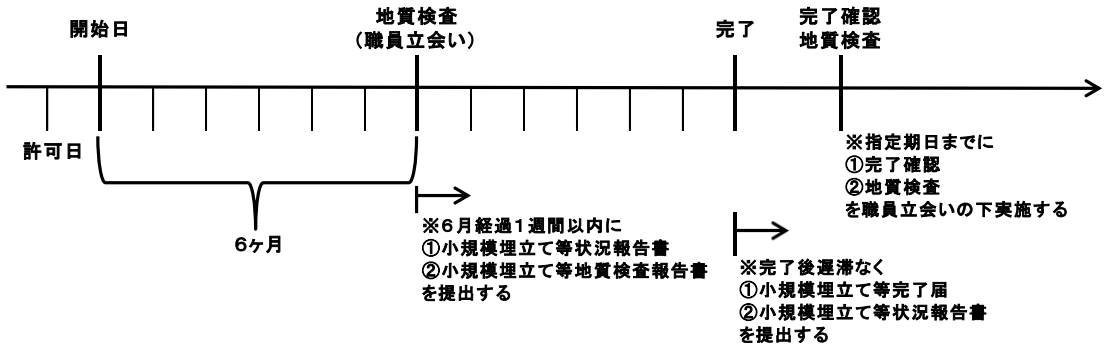
15. 土砂等の量等の報告

小規模埋立て等を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から1週間以内（廃止、中止、完了した場合は届出のとき）に報告しなければなりません。

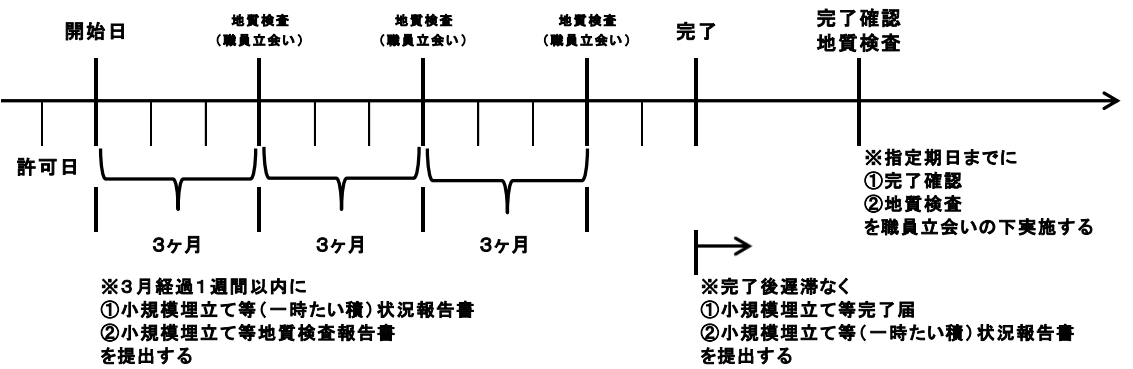
一時たい積である場合は、事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から1週間以内（廃止、中止、完了した場合は届出のとき）に報告しなければなりません。

様式第12号	小規模埋立て等状況報告書
様式第13号	一時たい積状況報告書
添付書類	土砂等を搬入した区域の平面図、断面図等。
	土砂等を搬入した区域の断面図

小規模埋立て等状況報告の定期報告



小規模埋立て等（一時たい積）状況報告の定期報告



※一の土砂等搬入届に係る土砂等ごとに当該土砂等が区分された状態でたい積されている場合にあっては、地質検査は省略することができます。

16. 地質検査等の実施

地質検査は、土砂等の試料を1検体（採取は5地点において等量とし、採取後に混合し、1試料とする。）採取し、規則別表第4に掲げる項目・測定方法により分析を行い、小規模埋立て等の場合は開始した日から6月ごとに行い、当該6月を経過した日から1週間以内に報告しなければなりません。廃止、完了した場合は市職員立会いの上指定期日に行います。

一時たい積である場合は、事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から1週間以内に報告しなければなりません。廃止、完了した場合は市職員立会いの上指定期日に行います。ただし、一つの土砂搬入届ごとに当該土砂が区分された状態でたい積されている場合は、地質調査は省略できる。

様式第14号	小規模埋立て等（一時たい積）地質検査報告書
添付書類	様式第9号 検査試料採取調書
	様式第10号 地質分析（濃度）結果証明書
	土砂等の採取場所の平面図
	土砂等の採取場所の現場写真

17. 関係書類の縦覧

許可に係る小規模埋立て等が施工されている間、当該事業に関する書類及び図面の写しを近隣住民等にいつでも縦覧できる状態にしなければなりません。

18. 標識の掲示等

土砂等の搬入の前に許可決定通知書の交付を受けた事業者は、

- ①事業区域の見やすい場所に「小規模埋立て等に関する標識」（様式第15号）
- ②小規模埋立て等に供する区域と区域外の地域との境界を明らかにする表示を行わなければなりません。

19. 廃止等

小規模埋立て等を廃止、中止（2月以上の期間）するときは、あらかじめ土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するための必要な措置を講じたうえで、届出が必要です。市は、当該小規模埋立て等に使用した土砂等が安全基準に適合しているか、災害の発生を防止するために必要な措置が講じられているか検査を行います。

様式第 16 号	小規模埋立て等（一時たい積）廃止（中止）届
添付書類	様式第 12 号 小規模埋立て等状況報告書
	様式第 13 号 一時たい積状況報告（一時たい積の場合）
	様式第 14 号 小規模埋立て等地質検査報告書（廃止の場合）
	平面図
	縦断図（施工前後の構造が確認できるもの）
	崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために講じた措置が確認できる図面
	災害の発生を防止するために必要な措置等が確認できる現場写真

小規模埋立て等を使用した土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置については、隣地境界との段差、擁壁の有無、法面、体積の高さ等、個別の事業内容や周辺の状況、事業区域の地形等を勘案し、個別の案件ごとに判断します。

事業区域を確認し、その結果、小規模埋立て等（一時たい積）廃止（中止）確認通知書（様式第 16 号の 2）に必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた許可事業主等は、当該事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

20. 完了等

事業が完了した場合は、遅滞なく届け出が必要です。市は、当該小規模埋立て等を使用した土砂等が安全基準に適合しているか、災害の発生を防止するために必要な措置が講じられているか検査を行います。

〈許可を受けた小規模埋立て等〉

様式第 17 号	小規模埋立て等（一時たい積）完了届
添付書類	様式第 12 号 小規模埋立て等状況報告書
	様式第 13 号 一時たい積状況報告書（一時たい積の場合）
	様式第 14 号 小規模埋立て等地質検査報告書
	平面図
	縦断図（施工前後の構造が確認できるもの）

事業区域を確認し、その結果、小規模埋立て等（一時たい積）完了確認通知書（様式第 17 号の 2）に必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた許可事業主等は、当該事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

〈届出をした 500 m²未満の小規模埋立て等〉

様式第 17 号の 3	500 平方メートル未満の小規模埋立て等（一時たい積）完了届
添付書類	平面図
	縦断図（施工前後の構造が確認できるもの）

事業区域を確認し、その結果 500 m²以上であった場合等は、是正指導を行うので十分注意すること。

21. 譲受け

小規模埋立て等（一時たい積）の許可を受けた者から当該事業を譲受けようとする者は、譲受けの許可を受けなければなりません。

様式第 18 号	小規模埋立て等（一時たい積）譲受け許可申請書
添付書類	譲受けを証する書類（譲渡契約書の写し等）
	様式第 2 号の 8 事業区域内施工同意書
	様式第 2 号の 9 隣接土地所通者承諾書

譲受けの可否については、小規模埋立て等（一時たい積）譲受け許可（不許可）決定通知書（様式第 18 号の 2）により通知します。

22. 相続等

小規模埋立て等の許可を受けた者について、相続、合併、又は分割により地位を承継した者は、届出をする必要があります。

様式第 18 号の 3	小規模埋立て等（一時たい積）相続等届
添付書類	承継を証する書類

23. 報告の徴収

市は、土砂等の埋立て等を行う者に対し、市が指定する日までに業務に関する報告をさせることができます。

24. 違反事実の公表

事業主らが災害の発生を防止するための措置命令等に違反したときは、氏名、住所、違反等の事実について、市長は公表することができます。

25. 手数料

小規模埋立て等の許可又は変更の許可、譲受けの許可を申請するときは、手数料を納めなければなりません。

納入された手数料については、返還できません。

- ・ 許可申請手数料 1 件につき 10, 000 円
- ・ 変更許可申請手数料 1 件につき 5, 000 円
- ・ 譲受け許可申請手数料 1 件につき 10, 000 円

26. 罰則

条例の規定に違反した場合、内容により 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰則が適用されることがあります。

27. 条例規則、本文

条例	規則
いすみ市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成17年12月5日条例第114号） （目的） 第1条 この条例は、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成9年千葉県条例第12号。以下「県条例」という。）その他土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止を目的とする他の法令と相まって、市内における土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、市民の生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的とする。 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1） 土砂等の埋立て等 土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。以下同じ。）による土地の埋立て、盛土及び土地への土砂等のたい積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。）を行う行為をいう。 （2） 小規模埋立て等 土砂等の埋立て等に限する区域（宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域内の土壌から採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときにあっては、当該事業を行う区域）以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であって、土砂等の埋立て等に限する区域の面積が3,000平方メートル未満であるものをいう。	いすみ市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成17年12月5日規則第86号） （趣旨） 第1条 この規則は、いすみ市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成17年いすみ市条例第114号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第1条の2 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

条例	規則
(3) 事業主ら 土砂等の埋立て等を施工する土地の所有者、管理者及び占有者並びに土砂等の埋立て等を施工する者をいう。 (事業主らの責務) 第3条 土砂等の埋立て等を行う者は、その事業活動において、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止しなければならない。 2 建設工事、しゅんせつ工事その他の事業を行う者は、その事業活動に伴い副次的に得られる土砂等の減量化を図るとともに、当該土砂等の製品化その他の有効利用に努めなければならない。 3 土砂等を運搬する事業を行う者は、土砂等の埋立て等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状況を確認し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないよう努めなければならない。 4 土地の所有者は、土砂等の埋立て等を行う者に対して土地を提供しようとするときは、当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害が発生するおそれのないことを確認し、これらのおそれのある土砂等の埋立て等を行う者に対して当該土地を提供することのないよう努めなければならない。 5 事業主らは、土砂等の埋立て等の地域隣接者に対し、土砂等の埋立て等の事業内容について事前に説明し、理解を得るよう努めなければならない。 6 事業主らは、当該事業の施工に係る苦情又は紛争が生じたときは、その適正な解決を得られるよう誠意をもって対処しなければならない。 (土地の埋立て等による崩落等の防止措置等)	

条例	規則
第3条の2 事業主らは、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないように必要な措置を講じなければならない。 2 市長は、土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあると認められるときは、必要に応じ、当該土地の埋立て等を行い、又は行った事業主らに対し、これらの事態を防止するために必要な措置を講ずるよう指導するものとする。 (不適正な土砂等の埋立て等の禁止) 第4条 何人も、県条例第7条に規定する安全基準に適合しない土砂等を使用して、土砂等の埋立て等を行ってはならない。 (500平方メートル以上の小規模埋立て等の許可) 第5条 土砂等の埋立て等に供する区域の面積が500平方メートル以上3,000平方メートル未満であるもの(土砂等の埋立て等に供する区域に隣接する土地において土砂等の埋立て等を施工する日前2年以内に埋立て等が施工され、又は施工中の場合においては、当該区域と既に施工され、又は施工中の土砂等の埋立て等に供する区域の面積を合算して500平方メートル以上3,000平方メートル未満になる場合を含む。ただし、事業主らのいずれもが異なる場合は、この限りでない。)の小規模埋立て等を行うおうと者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、当該小規模埋立て等が次に掲げる事業である場合にあっては、この限りでない。 (1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う事業(以下「公共事業」という。)	(公共的団体の範囲) 第2条 条例第5条第1号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。 (1) 独立行政法人都市再生機構、国立研究開

条例	規則
(2) 採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）、千葉県土採取条例（昭和49年千葉県条例第1号）その他の法令及び条例（以下「法令等」という。）に基づき許認可等（許可、認可、免許その他の自己に	発法人森林研究・整備機構、独立行政法人水資源機構、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、成田国際空港株式会社、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構 (2) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社 (3) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社 (4) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社 (5) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区 (6) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合 (7) 地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人であって、土壤の汚染又は災害の防止に関し、地方公共団体と同等以上の審査能力があると市長が認定した者 2 前項第7号の規定による市長の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

条例	規則
対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。) がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等のたい積を行う事業 (3) 前2号に掲げるもののほか、許可が必要ないものと市長が認めた事業 (500平方メートル未満の小規模埋立て等の届出) 第5条の2 土砂等の埋立て等に限する区域の面積が500平方メートル未満であるものの小規模埋立て等を行おうとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。	(適用除外) 第2条の2 条例第5条第3号に規定する事業は、次に掲げる事業とする。 (1) 災害により市内の自己所有地に発生した土砂を市内の別の自己所有地に埋め立てる事業 (2) 自己の用に供する建物を設置する事業であって、山砂又は市内で採取した土砂等による埋立ての高さが1メートル未満、かつ、埋立ての面積が1,000平方メートル未満のもの (3) 農地造成又は軽微な農地改良の事業であって、山砂又は市内で採取した土砂等を利用して埋立てを行うもの (4) 前3号に掲げる事業のほか、市長がこれらと同等と認める事業 2 前項各号に掲げる事業を行おうとする者は、許可を要しない小規模埋立て等届(様式第2号)に次に掲げる書類及び図面を添付して、市長に提出しなければならない。 (1) 第3条第2項第1号から第7号まで、第14号及び第15号に掲げる書類及び図面 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面 (500平方メートル未満の小規模埋立て等の届出) 第2条の3 条例第5条の2の規定による届出は、500平方メートル未満の小規模埋立て等(一時たい積)届(様式第2号の2)によるものとする。ただし、当該事業が次に掲げる事業である場合にあっては、この限りではない。 (1) ゴルフ場、運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全するために通常の管理行

条例	規則
(事前協議) 第5条の3 第5条又は第8条第1項の申請をしようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、小規模埋立て等の事業計画について市長と協議しなければならない。	為として行う事業 (2) 自己の用に供する建物を設置するために行う事業 (3) 自己の居住している土地及び隣接地の埋立て事業 (4) 樹木を植栽するために搬入する土砂等による埋立て事業 (5) 前各号に掲げる事業のほか、市長がこれらと同等と市長が認める事業 2 前項に規定する届出には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。 (1) 第3条第2項第1号から第3号まで、第5号、第7号（隣接する土地に係る書類を除く。）及び第14号に掲げる書類及び図面 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面 3 市長は、第1項による届出があったときは、500平方メートル未満の小規模埋立て等（一時たい積）届受理書（様式第2号の3）を当該届出者に交付するものとする。 (事前協議) 第2条の4 条例第5条の3の規定による協議（500平方メートル以上の小規模埋立て等に係る協議に限る。）は、小規模埋立て等事前協議書（様式第2号の4）を提出して行わなければならない。 2 前項に規定する協議を行う場合は、次に掲げる書類及び図面を提出しなければならない。ただし、協議に係る事業等の内容等により市長が提出の必要がないと認めるものについては、その提出を省略することができる。 (1) 第3条第2項第3号から第6号まで及び第8号から第12号までに掲げる書類及び図面 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と

条例	規則
(小規模埋立て等の施工の妨げとなる権利を有する者の同意) 第5条の4 第5条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て事業区域内の土地につき、規則で定める当該小規模埋立て等の施工の妨げとなる権利を有する者の同意を得な	認める書類及び図面 3 条例第5条の3の規定による協議(一時たい積に係る協議に限る。)は、一時たい積事前協議書(様式第2号の5)を提出して行わなければならない。 4 前項に規定する協議を行う場合は、次に掲げる書類及び図面を提出しなければならない。ただし、協議に係る事業等の内容等により市長が提出の必要のないと認めるものについては、その提出を省略することができる。 (1) 第3条第4項第3号から第7号までに掲げる書類及び図面 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面 5 条例第5条の3の規定による協議(条例第8条第1項に規定する変更に係る協議に限る。)は、小規模埋立て等(一時たい積)変更事前協議書(様式第2号の6)を提出して行わなければならない。 6 前項に規定する協議を行う場合は、第2項第1号又は第4項第1号に掲げる書類及び図面のうち、変更に係るものを提出しなければならない。 7 市長は、条例第5条の3の規定による協議が成立したときは、当該協議を行った者に対し、小規模埋立て等(一時たい積)(変更)事前協議済書(様式第2号の7)により通知するものとする。 (小規模埋立て等の施工の妨げとなる権利を有する者の同意) 第2条の5 条例第5条の4(条例第8条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規則で定める小規模埋立て等の施工の妨げとなる権利を有する者は、事業区域内の土地につき地上権、永小作権、質権、地役権、

条例	規則
なければならない。 (隣接土地所有者の承諾) 第5条の5 第5条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、隣接する土地の所有者に対し、次条第1項又は第2項に掲げる事項について説明し、承諾を得なければならない。 (許可の申請) 第6条 第5条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に小規模埋立て等に係る区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 小規模埋立て等に係る区域の位置及び面積 (3) 埋立区域の表土の土壌汚染の状況 (4) 小規模埋立て等に使用される土砂等の量及びその期間 (5) 小規模埋立て等が完了した場合の小規模埋立て等に係る区域の構造 (6) 小規模埋立て等に使用される土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画に関する事項 (7) 埋立て等が施工されている間において、埋立区域以外の地域への排水の水質検査を行	賃借権又は抵当権を有する者とする。 2 条例第5条の4の規定による同意は、事業区域内施工同意書(様式第2号の8)によるものとする。 3 前項に規定する同意書には、当該同意をした者が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書(法人の場合にあっては、代表者の印鑑証明であつて法務局が発行したもの)を添付しなければならない。 (隣接土地所有者の承諾) 第2条の6 条例第5条の5(条例第8条において準用する場合を含む。)の規定による隣接土地所有者の承諾は、隣接土地所有者承諾書(様式第2号の9)によるものとする。 (許可の申請) 第3条 条例第6条第1項に規定する申請書は、小規模埋立て等許可申請書(様式第3号)とする。

条例	規則
うために必要な措置 (8) 埋立て等が施工されている間において、埋立区域以外の地域への当該小規模埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置 (9) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項	2 条例第6条第1項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。ただし、事業等の内容等により市長が添付の必要がないと認めるものについては、その添付を省略することができる。 (1) 住民票の写し（法人の場合にあっては、登記事項証明書） (2) 印鑑登録証明書（法人の場合にあっては、代表者の印鑑証明書であって法務局が発行したもの） (3) 小規模埋立て等に供する区域の位置図及び付近の見取図 (4) 小規模埋立て等に供する区域への土砂等の搬入予定経路図 (5) 小規模埋立て等に供する区域の平面図及び断面図（小規模埋立て等の施工前後の構造が確認できるものに限る。） (6) 小規模埋立て等に供する区域の求積図 (7) 小規模埋立て等に供する区域の土地及びそれに隣接する土地の登記事項証明書及び公図の写し (8) 小規模埋立て等に使用される土砂等の予定量の計算書 (9) 土質試験等に基づき小規模埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した計算書 (10) 排水関連の書類（湧水がある土地、地表水が集中しやすい土地又は自然排水を遮断するような地形構造の土地の場合にあっては、排水に係る施設の設置その他の有効な排水に係

条例	規則
2 前項の規定にかかわらず、第5条の許可を受けようとする小規模埋立て等が他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う小規模埋立て等（以下「一時たい積」という。）である場合にあっては、当該許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に小規模埋立て等に供する区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 前項第1号及び第2号に掲げる事項 (2) 一時たい積に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量 (3) 一時たい積に使用される土砂等のたい積の構造	る措置の図面) (11) 擁壁又は崖面崩壊防止施設（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条に規定する崖面崩壊防止施設をいう。以下同じ。）を用いる場合にあっては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の断面図及び背面図並びに構造計算書 (12) 小規模埋立て等が別表第1に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面 (13) 第2条の4第7項に規定する小規模埋立て等（一時たい積）（変更）事前協議済書 (14) 第2条の5第2項に規定する事業区域内施工同意書及びこれを証するものとして、同書類に押印した印鑑登録証明書 (15) 第2条の6に規定する隣接土地所有者承諾書 (16) その他市長が必要と認める書類及び図面 3 条例第6条第2項に規定する申請書は、一時たい積許可申請書（様式第4号）とする。 4 条例第6条第2項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。ただし、事業等の内容等により市長が添付の必要がないと認めるものについては、その添付を省略することができる。 (1) 住民票の写し（法人の場合にあっては、登記事項証明書） (2) 印鑑登録証明書（法人の場合にあっては、代表者の印鑑証明書であって法務局が発行したもの） (3) 一時たい積に供する区域の位置図及び付近の見取図 (4) 一時たい積に供する区域への土砂等の搬入及び搬出予定経路図

条例	規則
(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項	(5) 一時たい積に供する区域の平面図及び断面図（土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。） (6) 一時たい積に供する区域の求積図 (7) 排水関連の書類（湧水がある土地、地表水が集中しやすい土地又は自然排水を遮断するような地形構造の土地の場合にあっては、排水に係る施設の設置その他の有効な排水に係る措置の図面） (8) 一時たい積に供する区域の土地及びそれに隣接する土地の登記事項証明書及び公図の写し (9) 第2条の4第7項に規定する小規模埋立て等（一時たい積）（変更）事前協議済書 (10) 第2条の5第2項に規定する事業区域内施工同意書及びこれを証するものとして、同書類に押印した印鑑登録証明書 (11) 第2条の6に規定する隣接土地所有者承諾書 (12) その他市長が必要と認める書類及び図面 5 条例第6条第2項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 埋立て事業の期間 (2) 埋立て区域の表土の土壌汚染（地質）の状況 (3) 埋立て等が施工されている間において、埋立区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置 (4) 埋立て等が施工されている間において、埋立区域以外の地域への当該小規模埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散、又は流失による災害の発生を防止するために必要な措置

条例	規則
(申請の制限) 第6条の2 第5条の許可を受けようとする者は、小規模埋立て等の期間について1年を超えて申請することができない。ただし、当該許可の申請が一時たい積に係るものである場合はこの限りではない。 2 前項に定めるもののほか、第5条の許可を受けようとする者は、第18条又は第20条の規定により命令を受けた者である場合であって、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。 (許可の基準) 第7条 市長は、第5条の許可の申請が第6条の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、第5条の許可をしてはならない。 (1) 事業主らが次のいずれにも該当しないこと。 ア 第18条第2項又は第3項の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者 イ 第19条第1項の規定により許可を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取り消しの処分に係るいすみ市行政手続条例(平成17年いすみ市条例第12号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談	(許可等の決定) 第3条の2 市長は、条例第6条第1項又は第2項の申請書の提出があったときは、その可否を決定し、小規模埋立て等(一時たい積)許可(不許可)決定通知書(様式第4号の2)により当該申請者に通知するものとする。

条例	規則
役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。以下同じ。)であった者で当該取り消しの日から3年を経過しないものを含む。) ウ 第19条第1項の規定により小規模埋立て等の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者 エ 小規模埋立て等の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 オ いすみ市暴力団排除条例(平成24年いすみ市条例第1号)第2条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。) カ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人がアからオまでのいずれかに該当するもの キ 法人であって、その役員又は規則で定める使用人のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの ク 個人であって、規則で定める使用人のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの ケ オに掲げる者がその事業活動に関与し、支配する者 (2) 小規模埋立て等が1年以内に完了するものであること。 (3) 当該申請に係る小規模埋立て等に使用される土砂等のたい積の構造が、当該小規模埋立て等に係る区域以外の地域への当該土砂	(条例第7条第1項第1号キ及びクに規定する規則で定める使用人) 第3条の3 条例第7条第1項第1号キ及びクの規則で定める使用人は、事業主らの使用人で、次の各号に掲げるものの代表者であるものとする。 (1) 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所) (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、小規模埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの (構造上の基準) 第4条 条例第7条第1項第3号の規則で定める構造上の基準は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、一時たい積の場合にあつては、

条例	規則
等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。 (4) 一時たい積以外の小規模埋立て等にあつては、小規模埋立て等を使用される土砂等の採取場所が特定していること。 (5) 第5条の4及び第5条の5に規定する同意及び承諾を得ていること。 2 第5条の許可の申請が、法令等に基づく許可等を要する行為に係るものであつて、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定めるものである場合にあつては、前項第3号の規定は、適用しない。 (警察の意見の聴取) 第7条の2 市長は、第7条第1項第1号オに該当するかどうかについて、千葉県警察本部長の意見を聴くことができる。 (変更の許可等) 第8条 第5条の許可を受けた者は、第6条各号に掲げる事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。この場合において、第5条の4及び第5条の5の規定を準用する。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に前項において準用する第5条の4及び第5条の5に規定する同意及び承諾を得たことを証する書類、その他、規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 (2) 変更の内容及びその理由	別表第3に定めるとおりとする。 (構造上の基準に係る適用除外) 第5条 条例第7条第2項の規則で定める行為は、別表第1に掲げる行為とする。 (変更の許可の申請等) 第6条 条例第8条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）、住所並びに小規模埋立て等を使用される土砂等の量（当該土砂等の量を減少させるものに限る。）、採取場所及び搬入計画の変更とする。 2 条例第8条第2項に規定する申請書は、小規模埋立て等（一時たい積）変更許可申請書（様式第5号）とする。 3 条例第8条第2項の規則で定める書類及び図面は、第3条第2項各号及び第4項各号に掲げる書類及び図面のうち変更に係る書類及び図面とする。

条例	規則
(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項 3 第1項の許可を受けようとする者は第5条の許可に係る小規模埋立て等の期間を変更する場合にあっては当該許可に係る小規模埋立て等の期間が満了する日から通算して1年を超えて申請することができない。 4 第5条の許可を受けた者は、第1項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。 5 第1項の許可を受けようとする者は第18条又は第20条の規定により命令を受けた者である場合であって必要な措置を完了していないときは当該許可の申請をすることができない。 6 前条の規定は、第1項の許可について準用する。 (許可の条件) 第9条 市長は、第5条の許可（前条第1項の許可を含む。以下第22条までにおいて同じ。）を与えるに当たって、これに条件を付することができる。この場合において、その条件は、当該第5条の許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。 (名義貸しの禁止) 第9条の2 第5条の許可を受けた者は、自己の名義をもって自己以外のものに当該許可に係る小規模埋立て等の事業を行わせてはならない。	4 条例第8条第4項の規定による届出は、小規模埋立て等（一時たい積）変更届（様式第5号の2）によるものとする。 (変更許可等の決定) 第6条の2 市長は、条例第8条第2項の申請書の提出があったときは、その可否を決定し、小規模埋立て等（一時たい積）変更許可（不許可）決定通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

条例	規則
(土砂等の搬入の届出) 第10条 第5条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模埋立て等に係る区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取場所ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合していること（当該土砂等が県条例第7条第1項に規定する安全基準に適合する土砂等であることをいう。以下同じ。）を証するために必要な書面で規則で定めるものを添付して市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該土砂等が汚染されていないことを証するために必要な書面で規則で定めるものの添付は、これを省略することができる。 (1) 当該土砂等が、公共事業により採取された土砂等である場合であって、当該土砂等が汚染されていないことについて事前に市長の承認を受けたものであるとき。 (2) 当該土砂等が、採石法、砂利採取法、千葉県土採取条例その他の法令等に基づき許認可等がなされた土砂等の採取場から採取された土砂等である場合であって、当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。	(土砂等の搬入の届出) 第7条 条例第10条の規定による届出は、土砂等の搬入量が5,000立方メートル以内ごとに土砂等搬入届（様式第7号）を提出して行わなければならない。 2 条例第10条の当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の採取場所の責任者が発行した土砂等採取元証明書（様式第8号）とする。 3 条例第10条の当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等に係る検査試料採取調書（様式第9号）及び地質分析（濃度）結果証明書（様式第10号。計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士（以下「環境計量士」という。）が発行したものに限る。以下同じ。）とする。 4 前項の搬入しようとする土砂等に係る地質分析（濃度）結果証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、それぞれ別表第4に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行わなければならない。 5 条例第10条第2号の当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、土砂等売渡・譲渡証明書（様式第11号）とする。

条例	規則
(3) 当該土砂等が、他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う場所（当該場所において土砂等の採取場所が明確に区分されているものに限る。）から採取された土砂等である場合であって、当該採取場所から採取されたことを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。 (4) その他当該土砂等について、土壌の汚染のおそれがないと市長が認めた場合 （小規模埋立て等に使用された土砂等の量等の報告） 第11条 第5条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る小規模埋立て等に使用された土砂等の量（当該小規模埋立て等が一時たい積である場合にあつては、搬入され、及び搬出された土砂等の量）を市長に報告しなければならない。 （地質検査の報告） 第12条 第5条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る小規模埋立て等に供する区域の土壌についての地質検査を行い、その結果を市長に報告しな	（土砂等の量等の報告） 第8条 条例第11条の規定による報告は、小規模埋立て等を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から1週間以内（小規模埋立て等を廃止し、中止し、又は完了した場合にあつては、条例第15条第2項又は条例第16条第1項の規定による届出のとき）に、小規模埋立て等状況報告書（様式第12号）を提出して行わなければならない。 2 小規模埋立て等が一時たい積である場合にあつては、条例第11条の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、当該事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から1週間以内（小規模埋立て等を廃止し、中止し、又は完了した場合にあつては、条例第15条第2項又は条例第16条第1項の規定による届出のとき）に、一時たい積状況報告書（様式第13号）を提出して行わなければならない。 （地質検査の報告） 第9条 条例第12条の地質検査は、小規模埋立て等を開始した日から6月ごと（条例第15条第2項の廃止の届出又は条例第16条第1項の完了の届出を行った場合にあつては、市長の指定

条例	規則
ければならない。	する職員の立会いの上、市長が指定する期日)に、次に掲げる方法により行わなければならない。 (1) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点(当該地点がない場合にあっては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界線の間の中間の4地点)の土壌について行うこと。 (2) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後に混合し、1試料とすること。 (3) 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、それぞれ、別表第4に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。 2 小規模埋立て等が一時たい積である場合にあっては、条例第12条の地質検査は、小規模埋立て等を開始した日から3月ごと(条例第15条第2項の廃止の届出又は条例第16条第1項の完了の届出を行った場合にあっては、市長が指定する職員の立会いの上、市長が指定する期日)に、前項各号に掲げる方法により行わなければならない。ただし、一の土砂搬入届に係る土砂等ごとに当該土砂等が区分された状態でたい積されている場合にあっては、地質検査は省略することができる。 3 条例第12条の規定による報告は、小規模埋立て等を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から1週間以内(条例第15条第2項の廃止の届出又は条例第16条第1項の完了の届出を行った場合にあっては、市長の指定する職員の立会いの上、市長が指定する期日ま

条例	規則
(関係書類等の縦覧) 第13条 第5条の許可を受けた者は、市長が指定する場所において、当該許可に係る小規模埋立て等が施工されている間、当該小規模埋立て等に関しこの条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写しを近隣の住民その他当該小規模埋立て等について利害関係を有する者の縦覧に供しなければならない。 (標識の掲示等) 第14条 第5条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模埋立て等に係る区域の見やすい場所に、当該許可に係る小規模埋立て等が施工されている間、氏名又は名称、小規模埋立て等に使用される土砂等の採取場所その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。 2 第5条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模埋立て等に係る区域と当該区域以	で)に、小規模埋立て等(一時たい積)地質検査報告書(様式第14号)に次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。 (1) 検査に使用した土砂等の採取場所を記載した図面及び現場写真 (2) 検査試料採取調書及び地質分析(濃度)結果証明書 4 小規模埋立て等が一時たい積である場合にあっては、条例第12条の規定による報告は、小規模埋立て等を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から1週間以内(条例第15条第2項の廃止の届出又は条例第16条第1項の完了の届出を行った場合にあっては、市長の指定する職員の立会いの上、市長が指定する期日まで)に、前条の規定の報告書に前項の掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。 (標識) 第10条 条例第14条第1項に規定する標識の様式は、小規模埋立て等に関する標識(様式第15号)とする。 2 条例第14条第1項に規定する標識の記載事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 許可年月日及びその番号 (2) 小規模埋立て等の目的 (3) 小規模埋立て等に係る区域の所在地 (4) 事業者らの住所又は所在地、氏名又は名

条例	規則
外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。 (小規模埋立て等の廃止等) 第15条 第5条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模埋立て等を廃止し、又は中止しようとするときは、当該小規模埋立て等の廃止又は中止後の当該小規模埋立て等による土壌の汚染又は当該小規模埋立て等を使用した土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。 2 第5条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模埋立て等を廃止したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。小規模埋立て等を2月以上中止しようとするときも、同様とする。 3 前項の規定による廃止の届出があったときは、第5条の許可は、その効力を失う。 4 市長は、第2項の規定による小規模埋立て等の廃止の届出があったときは、速やかに、当該小規模埋立て等について、第1項の措置が講じられているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。	称並びに連絡先の電話番号 (5) 小規模埋立て等の許可期間 (6) 小規模埋立て等に供する区域(一時たい積にあっては、小規模埋立て等事業場)の面積 (7) 小規模埋立て等を使用される土砂等の採取場所及び搬入予定量(一時たい積にあっては、土砂等の年間の搬入及び搬出の予定量) (8) 現場責任者の氏名 (9) 小規模埋立て等に供する区域の見取図 (廃止等の届出) 第11条 条例第15条第2項の規定による届出は、小規模埋立て等(一時たい積)廃止(中止)届(様式第16号)を提出して行わなければならない。 2 前項の届出に添付する書類及び図面は、次に掲げるものとする。 (1) 小規模埋立て等に供する区域の構造が確認できるもの (2) 小規模埋立て等に供する区域以外の地域への当該小規模埋立て等を使用した土砂等の崩落、飛散、又は流出による災害の発生を防止するために講じる措置が確認できるもの 3 条例第15条第4項の規定による通知は、小規模埋立て等(一時たい積)廃止(中止)確認通知書(様式第16号の2)により行うものとする。

条例	規則
い。 5 前項の規定により、第1項の措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第2項の規定による廃止の届出に係る小規模埋立て等による土壌の汚染又は当該小規模埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。 (小規模埋立て等の完了等) 第16条 第5条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模埋立て等を完了したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る小規模埋立て等による土壌の汚染がないかどうか及び当該届出に係る小規模埋立て等区域が第5条の許可の内容に適合しているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。 3 前項の規定により、小規模埋立て等による土壌の汚染又は小規模埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第1項の規定による届出に係る小規模埋立て等による土壌の汚染又は小規模埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。	(完了の届出) 第12条 条例第16条第1項の規定による届出は、小規模埋立て等(一時たい積)完了届(様式第17号)を提出して行わなければならない。 2 前項の届出に添付する書類及び図面は、次に掲げるものとする。 (1) 完了した小規模規模埋立て等に供する区域の構造が確認できるもの (2) 完了した小規模埋立て等に使用した土砂等の土量計算書 3 条例第16条第2項の規定による通知は、小規模埋立て等(一時たい積)完了確認通知書(様式第17号の2)により行うものとする。

条例	規則
(譲受け) 第17条 第5条の許可を受けた者から当該許可に係る小規模埋立て等を譲り受けようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。 2 前項の許可を受けようとする者は、あらかじめ規則に定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (3) 申請者が第7条第1項第1号カに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所 (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項	4 条例第5条の2の届出をした者は、当該届出に係る事業が完了したときは、500平方メートル未満の小規模埋立て等(一時たい積)完了届(様式第17号の3)に次に掲げる書類及び図面を添付して、市長に提出しなければならない。 (1) 完了した小規模埋立て等に供する区域の構造が確認できるもの (2) その他市長が必要と認める書類及び図面 (譲受けの許可の申請) 第13条 条例第17条第2項に規定する申請書は、小規模埋立て等(一時たい積)譲受け許可申請書(様式第18号)とする。 2 条例第17条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。 (1) 住民票の写し(法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書) (2) 印鑑登録証明書(法人の場合にあっては、代表者の印鑑証明書であって法務局が発行したもの) (3) 譲受けを証する書類 (4) 第2条の5第2項に規定する事業区域内施工同意書及びこれを証するものとして、同書類に押印した印鑑登録証明書 (5) 第2条の6に規定する隣接土地所有者承諾書 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 3 条例第17条第2項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

条例	規則
3 第1項の許可を受けようとする者は、第18条又は第20条の規定により命令を受けた者である場合であって必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。 4 第1項の許可の基準については、第7条第1項第1号の規定を準用する。 5 第1項の許可を受けて小規模埋立て等を譲り受けた者は、当該小規模埋立て等に係る第5条の許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。 (相続等) 第17条の2 第5条の許可を受けた者について相続、合併又は分割（その小規模埋立て等の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係る小規模埋立て等の全部を承継した法人は、当該許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。 2 前項の規定により第5条の許可を受けた	(1) 譲受けを受けようとする小規模埋立て等の許可年月日及び許可番号 (2) 小規模埋立て等の位置 (3) 譲り受けようとする小規模埋立て等の許可の期間 (4) 譲受けの理由 (譲受けの許可等の決定) 第13条の2 市長は、条例第17条第2項の申請書の提出があったときは、その可否を決定し、小規模埋立て等（一時たい積）譲受け許可（不許可）決定通知書（様式第18号の2）により当該申請者に通知するものとする。 (相続等の届出) 第13条の3 条例第17条の2第2項の規定に

条例	規則
者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その事実を証する書面を添付して、その旨を市長に届け出なければならない。 (措置命令等) 第18条 市長は、小規模埋立て等に使された区域の土壌が汚染され、又は汚染のおそれがあると認めたときは、直ちに、当該小規模埋立て等を行い、又は行った者に対し、当該区域について現状を保全するために必要な措置を命ずるとともに、千葉県知事にその旨を通報しなければならない。 2 市長は、小規模埋立て等に使された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該小規模埋立て等を行う第5条の許可を受けた者(第8条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更した者を除く。)に対し、当該小規模埋立て等を停止し、又は当該小規模埋立て等に使された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。 3 市長は、第5条又は第8条第1項の規定に違反して小規模埋立て等を行った者に対し、当該小規模埋立て等に使された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は当該小規模埋立て等に使された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な	による届出は、小規模埋立て等(一時たい積)相続等届(様式第18号の3)によるものとする。 2 前項に規定する届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) 住民票の写し(法人の場合にあっては、登記事項証明書) (2) 印鑑登録証明書(法人の場合にあっては、代表者の印鑑証明書であって法務局が発行したもの) (3) 事業の承継を証する書面

条例	規則
措置を執るべきことを命ずることができる。 (許可の取消し等) 第19条 市長は、第5条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る小規模埋立て等の停止を命ずることができる。 (1) 不正の手段により第5条、第8条第1項又は第17条第1項の許可を受けたとき。 (2) 第7条の基準に違反したとき。 (3) 第8条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。 (4) 第17条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで譲受けしたとき。 (5) 第9条の条件に違反したとき。 (6) 第9条の2から第14条までの規定に違反したとき。 (7) 前条第1項、第2項又は第3項の規定による命令に違反したとき。 2 前項の規定により第5条の許可の取消しを受けた者(当該取消しに係る小規模埋立て等について前条第1項、第2項又は第3項の規定による命令を受けた者を除く。)は、当該取消しに係る小規模埋立て等による土壌の汚染又は小規模埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。 (廃止、完了又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令等) 第20条 市長は、第15条第5項、第16条第3項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、その小規模埋立て等を停止し、又は小規模埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流	

条例	規則
出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。 2 市長は、第15条第5項、第16条第3項又は前条第2項の規定に違反した者が行った小規模埋立て等により、当該小規模埋立て等に従事した区域の土壌が汚染され、又は汚染のおそれがあると認めたときは、直ちに、当該小規模埋立て等を行った者に対し、当該区域について現状を保全するために必要な措置を命ずるとともに、千葉県知事にその旨を通報しなければならない。 (代執行) 第21条 市長は、第18条第2項若しくは第3項又は前条第1項の規定により災害の発生を防止するために必要な措置を命じられた者が、当該命令に係る期限までに命じられた措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、自ら当該措置を命じられた者の行うべき行為の全部又は一部を行い、又は第三者にこれを行わせ、その費用を当該措置を命じられた者から徴収することができる。 (関係書類等の保存) 第22条 第5条の許可を受けた者は、当該小規模埋立て等について第15条第2項の規定による廃止の届出若しくは第16条第1項の規定による完了の届出をした日又は第19条第1項の規定による第5条の許可の取消しの通知を受けた日から5年間、当該小規模埋立て等に関しこの条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写しを保存しなければならない。 2 前項の書類及び図面の写しについては、これらに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、電磁的方式その他の知覚によ	

条例	規則
っては認識することのできない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の保存をもって、当該書類及び図面の写しの保存に代えることができる。この場合における前項及び第28条第2号の規定の適用については、当該電磁的記録は、当該書類及び図面の写しとみなす。 (報告の徴収) 第23条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。 (立入検査) 第24条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、土砂等の埋立て等を行う者の事務所、事業場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。 2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、関係者に提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (違反事実の公表) 第24条の2 市長は、事業主らが第18条又は第20条の規定による命令に違反したときは、その事実を公表することができる。	(身分を示す証明書) 第14条 条例第24条第2項に規定する証明書は、身分証明書(様式第19号)とする。 (違反事実の公表) 第15条 市長は、条例第24条の2の規定により違反事実を公表しようとするときは、次に掲げる事項を公表するものとする。 (1) 氏名及び住所(法人の場合にあつては、法人の名称及びその代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地) (2) 違反等の事実 (3) 土砂等の埋立て等を行った場所 (4) 土砂等の埋立て等を行った期間 (5) 土砂等の埋立て等を行った面積

条例	規則
(手数料) 第25条 第5条、第8条第1項又は第17条第1項の許可を受けようとする者は、次に定めるところにより、手数料を納めなければならない。 (1) 小規模埋立て等許可申請手数料 1件につき 1万円 (2) 小規模埋立て等変更許可申請手数料 1件につき 5,000円 (3) 譲受け許可申請手数料 1件につき 1万円 (委任) 第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 (罰則) 第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 (1) 第5条又は第8条第1項の規定に違反して小規模埋立て等を行った者 (2) 第18条第1項、第2項若しくは第3項、第19条第1項又は第20条第1項の規定による命令に違反した者 第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 (1) 第10条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 (2) 第11条、第12条又は第23条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 (3) 第24条第1項の規定による立入検査を	(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 2 公表の方法は、いすみ市公告式条例（平成17年いすみ市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他適当な方法により行うものとする。

条例	規則
拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者	
第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。	
(1) 第8条第4項、第15条第2項又は第16条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者	
(2) 第22条の規定に違反した者	
(両罰規定)	
第30条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。	
附 則	附 則
(施行期日)	(施行期日)
1 この条例は、平成17年12月5日から施行する。	1 この規則は、平成17年12月5日から施行する。
(経過措置)	(経過措置)
2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の夷隅町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成9年夷隅町条例第24号）、大原町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成9年大原町条例第20号）又は岬町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成9年岬町条例第18号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。	2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の夷隅町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成10年夷隅町規則第3号）、大原町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成10年大原町規則第1号）又は岬町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成10年岬町規則第5号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。
3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例	附 則（平成18年規則第3号） この規則は、平成18年4月1日から施行する。

条例	規則
による。 附 則（令和 2 年 6 月 5 日条例第30号） （施行期日） 1 この条例は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2 この条例の施行の際、現に改正前のいすみ市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 5 条又は第 8 条の規定による許可を受けている者は、それぞれ改正後のいすみ市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 5 条又は第 8 条の規定による許可を受けた者とみなす。 3 第 7 条第 1 項の規定は、この条例の施行日以後になされた許可の申請に適用し、施行日前になされた申請に対する許可の基準については、なお従前の例による。 附 則（令和 6 年3月15日条例第10号） （施行期日） 1 この条例は令和 6 年 7 月 1 日から施行する。 （経過措置） 2 この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後になされる小規模埋立て等について適用し、施行日前になされる小規模埋立て等については、なお、従前の例による。	附 則（平成19年規則第25号） この規則は、平成19年10月 1 日から施行する。 附 則（平成27年 5 月28日規則第19号） この規則は、平成27年 5 月29日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項第 1 号の改正規定（「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める部分に限る。）は、平成28年 4 月 1 日から施行する。 附 則（平成28年 3 月28日規則第10号） この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。 附 則（平成29年 2 月22日規則第 6 号） この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。 附 則（令和 2 年 6 月 5 日規則第23号） （施行期日） 1 この規則は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2 この規則による改正後の第10条及び様式第15号の規定は、この規則の施行日以後になされた許可の申請に係る標識について適用し、施行日前になされた許可の申請に係る標識については、なお従前の例による。 3 この規則による改正後の別表第 4 の規定は、この規則の施行日以後になされた許可の申請により行われる土砂等の埋立て等を使用される土砂等について適用し、施行日前になされた許可の申請により行われる土砂等の埋立て等を使用される土砂等については、なお従前の例による。 4 この規則による改正後の様式第 5 号、様式第 6 号、様式第 7 号、様式第10号、様式第12号、様式第13号、様式第14号、様式第16号、様式第17号及び様式第18号の規定は、この規

条例	規則
	則の施行日以後になされた許可の申請により提出する書類について適用し、施行日前になされた許可の申請により提出する書類については、なお従前の例による。 附 則（令和５年３月３日規則第４号） この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第２の改正規定は、令和５年５月２６日から施行する。 附 則（令和５年４月２５日規則第１６号） （施行期日） １ この規則は、令和５年５月２６日から施行する。 （経過措置） ２ 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和４年法律第５５号。以下「改正法」という。）による改正前の宅地造成等規制法（昭和３６年法律第１９１号）第８条第１項本文（改正法附則第２条第１項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による許可を要する行為は、改正後のいすみ市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則別表第１第１３号に掲げる行為とみなす。 附 則（令和５年５月２６日規則第１８号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和６年６月１日規則第２４号） （施行期日） １ この規則は、令和６年７月１日から施行する。 （経過措置） ２ この規則による改正後の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後になされる小規模埋立て等について適用し、施行日前になされる小規模埋立て等については、なお従前の例による。

別表第1（第3条、第5条関係）

- 1 砂防法（明治30年法律第29号）第4条第1項の規定により砂防指定地における許可を要する行為
- 2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第7項の規定による特別保護地区の区域内における許可を要する行為
- 3 土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業
- 4 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第39条第1項の規定による漁港の区域内の水域又は公共空地における許可を要する行為
- 5 港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定による港湾区域内及び港湾隣接地域内における許可を要する行為
- 6 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の規定による許可を要する開発行為並びに同法第31条、第34条第2項及び第44条において準用する同法第34条第2項の規定による保安林予定森林、保安林及び保安施設地区における許可を要する行為
- 7 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定による道路管理者以外の者が行う工事についての承認を要する行為、同法第32条第1項の規定による道路の占用の許可及び同法第91条第1項の規定による道路予定区域における許可を要する行為
- 8 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業及び同法第76条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- 9 都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項の規定による都市公園内における占用の許可を要する行為
- 10 海岸法（昭和31年法律第101号）第7条第1項及び第8条第1項の規定による海岸保全区域内における許可を要する行為
- 11 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項の規定による特別地域内及び同法第21条第3項の規定による特別保護地区内における許可を要する行為
- 12 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の規定による地すべり防止区域内における許可を要する行為
- 13 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項及び第30条第1項の規定による宅地造成等工事規制区域内及び特定盛土等規制区域内における許可を要する行為
- 14 河川法（昭和39年法律第167号）第24条の規定による河川区域内の土地の占用の許可を要する行為並びに同法第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項及び第58条の4第1項の規定による河川区域内の土地、河川保全区域内、河川予定地及び河川保全立体区域内における許可を要する行為
- 15 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項及び第2項の規定による許可を要する開発行為

- 16 都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）に基づく市街地再開発事業及び同法第 66 条第 1 項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- 17 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定による急傾斜地崩壊危険地区内における許可を要する行為
- 18 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 15 条の 2 第 1 項の規定による農用地区域内における許可を要する行為
- 19 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 14 条第 1 項の規定による特別緑地保全地区内における許可を要する行為
- 20 生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 8 条第 1 項の規定による生産緑地地区内における許可を要する行為
- 21 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 67 号）に基づく住宅街区整備事業並びに同法第 7 条第 1 項及び第 67 条第 1 項の規定による土地区画整理促進区域内及び施行地区内における許可を要する行為
- 22 千葉県立自然公園条例（昭和 35 年千葉県条例第 15 号）第 19 号第 1 項の規定による特別地域内における許可を要する行為
- 23 宅地開発事業の基準に関する条例（昭和 44 年千葉県条例第 50 号）第 7 条第 1 項の規定による設計の確認を要する宅地開発事業
- 24 千葉県自然環境保全条例（昭和 48 年千葉県条例第 1 号）第 9 条第 4 項の規定による特別地区内における許可を要する行為
- 25 千葉県港湾管理条例（昭和 51 年千葉県条例第 45 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定による港湾施設の使用の許可を要する行為

別表第2（第4条関係）

小規模埋立て等の構造上の基準

- 1 小規模埋立て等を行う区域の地盤に滑りやすい土質の層がある時は、その地盤に滑りが生じないようにくい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 2 著しく傾斜をしている土地に小規模埋立て等を行う場合にあっては、埋立てを行う前の地盤と小規模埋立て等に使用された土砂等とが接する面が滑り面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が施されていること。
- 3 小規模埋立て等の高さ（小規模埋立て等により生じたのり面の最下部（擁壁又は崖面崩落防止施設を用いる場合にあっては、当該擁壁又は崖面崩落防止施設の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及びのり面（擁壁又は崖面崩落防止施設を用いる場合にあっては、当該擁壁又は崖面崩落防止施設の部分を除く。以下同じ。）の勾配は、次の表の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ当該小規模埋立て等の高さの欄及び当該のり面の勾配の欄に定めるものであること。

土砂等の区分		小規模埋立て等の高さ		のり面の勾配
砂、れき、砂質土、れき質土、通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの	建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）	土質試験等に基づき小規模埋立て等の構造の安定計算（以下「安定計算」という。）を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保される勾配
	別表第1に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土及び第3種建設発生土	その他	10メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル（小規模埋立て等の高さが5メートル以下の場合にあっては1.5メートル）以上の勾配
	その他	5メートル以下		垂直1メートルに対する水平距離が1.5メートル以上の勾配
その他		安定計算を行い、安全が確保される高さ		安定計算を行い、安全が確保される勾配

- 4 擁壁を用いる場合にあっては当該擁壁の構造が宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第8条から第12条までの規定に、崖面崩落防止施設を用いる場合にあっては当該崖面崩落防止施設の構造が同令第14条の規定にそれぞれ適合すること。

- 5 小規模埋立て等の高さが5メートル以上である場合にあっては、必要に応じ、のり面の途中に小規模埋立て等の高さが5メートルごとに幅が1メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝等の施設が設置されていること。
- 6 小規模埋立て等の完了後の地盤に雨水その他の浸透水による緩み、沈下又は崩壊が生じないように締固め等の措置が講じられていること。
- 7 のり面は、石張り、芝張りモルタルの吹きつけ等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。
- 8 小規模埋立て等の行われる区域（のり面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

別表第3（第4条関係）

一時たい積に係る構造上の基準

- 1 一時たい積が行われる区域の隣接地とたい積を行う場所との間に、2メートル以上の幅の保安地帯が設置されていること。
- 2 土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の高さ（のり面の最下部と最上部の高低差をいう。）が5メートル以下であること。
- 3 土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積によるのり面の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配であること。

別表第4(第7条、第9条関係)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3、55.4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法(規格38.1.1に定める方法を除く。)
りん 有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和49年環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格65.2に定める方法
ひ 砒素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあつては規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)第1条第3項及び第2条に規定する方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表2及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和47年総理府令第66号)第1条第3項及び第2条に規定する方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2—ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法

1,1,1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格34.1若しくは34.4に定める方法又は昭和46年環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法

備考

- 1 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 基準値の欄中「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE PNをいう。

参考 別表第2の3の項の表について

- ・施行規則の別表第2の3の項の表中、土砂等の区分欄は、下記省令等を参考に区分すること。
- ・土砂等の区分欄中、『砂、れき、砂質土・・・』の右欄の「その他」の区分は、建設発生土以外の土砂等で泥土以外のものをいう。
- ・第4種建設発生土及び浚^{しゅんせつ} 渫土並びに泥土は、土砂等の区分欄『その他』に該当する。

○建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令
(平成3年建設省令第19号) 抜粋

(この省令の趣旨)

第1条 この省令は、建設業に属する事業を行う者（以下「建設工事業業者」という。）の再生資源の利用を促進するため、資源の有効な利用の促進に関する法律第15条の規定に基づき、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）別表第2の第1欄に掲げる土砂、コンクリートの塊及びアスファルト・コンクリートの塊のうち建設工事に伴い副次的に得られたもの（以下それぞれ「建設発生土」、「コンクリート塊」及び「アスファルト・コンクリート塊」という。）について、建設工事業業者の建設工事に係る事業場（以下「工事現場」という。）での利用に関する判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

中略

(再生資源の利用の原則)

第3条 建設工事業業者は、請負契約の内容及び再生資源の利用に関する技術水準を踏まえるとともに、建設工事を施工する場所の状況及び再資源化施設（建設工事に係る再生資源を利用するために必要な加工を行う施設をいう。）の立地状況等を勘案し、再生資源を建設資材として用いる建設工事を施工することにより、その利用を行うものとする。

(建設発生土の利用)

第4条 建設工事業業者は、建設発生土を利用する場合において、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、主として右欄に掲げる用途に利用するものとする。

2 前項の場合において、建設工事業業者は、建設発生土の品質等に関する技術的知見に基づき、建設工事の施工又は完成後の工作物（建築物を含む。以下同じ。）の機能に支障が生じないように、適切な施工を行うものとする。

3 建設工事業業者は、建設発生土の利用に当たって、あらかじめ建設発生土の発生又は利用に係る必要な情報の収集又は提供に努めるものとする。

中略

(再生資源の発生した工事現場での利用)

第7条 建設工事業業者は、適切な施工方法の選択、資材置場の確保及び施工機械（再生資源を建設資材として利用するために必要な加工を行う装置を含む。）の選定に配慮し、再生資源が発生した当該工事現場での利用に努めるものとする。

以下別表まで略

別表第1（第4条関係）

第1種建設発生土 (砂、礫 ^{れき} 及びこれらに準ずるものをいう。)	工作物の埋め戻し材料 土木構造物の裏込材 道路盛土材料 宅地造成用材料
第2種建設発生土 (砂質土、礫質土 ^{れき} 及びこれらに準ずるものをいう。)	土木構造物の裏込材 道路盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料
第3種建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるものをいう。)	土木構造物の裏込材 道路路体用盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料 水面埋立て用材料
第4種建設発生土 (粘性土及びこれに準ずるもの（第3種建設発生土を除く。）をいう。)	水面埋立て用材料

○発生土利用基準について（平成18年8月10日、国官技第112号、国官総第309号、国営第59号）抜粋

1. 目的

本基準は、建設工事に伴い副次的に発生する土砂や汚泥（以下「発生土」という。）の土質特性に応じた区分基準及び各々の区分に応じた適用用途標準等を示すことにより、発生土の適正な利用の促進を図ることを目的とする。なお、本基準については、今後の関係法令及び基準類等の改・制定や技術的な状況の変化等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行うものとする。

2. 適用

本基準は、発生土を建設資材として利用する場合に適用する。ただし、利用の用途が限定されており、各々の利用の用途に応じた基準等が別途規定されている場合には、別途規定されている基準等によるものとする。なお、建設汚泥の再生利用については「建設汚泥処理土利用技術基準」（国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日）を適用するものとする。

3. 留意事項

本基準を適用し、発生土を利用するにあたっては、関係法規を遵守しなければならない。

4. 土質区分基準

(1) 土質区分基準

発生土の土質区分は、原則として、コーン指数と土質材料の工学的分類体系を指標とし、表－1に示す土質区分基準によるものとする。なお、土質改良を行った場合には、改良後の性状で判定するものとする。

(2) 土質区分判定のための調査試験方法

土質区分判定のための指標を得る際には、表－2に示す土質区分判定のための調査試験方法を標準とする。

以下表まで略

表 1 土質区分基準

区分 (国土交通省令) *1)	細区分*2), 3), 4)	コーン 指数 q _c *5) (kN/m ²)	土質材料の工学的分類*6), 7)		備考*6)	
			大分類	中分類 土質 {記号}	含水比 (地山) w _n (%)	掘削 方法
第1種建設発生土 (れき 砂、 れき 礫及びこれらに準ずるもの)	第1種	-	れき 礫質土	れき 礫 {G}、 れき 砂礫 {GS}	—	* 排水に考慮するが、降水、浸出地下水等より含水比が増加すると予想される場合は、1ランク下の区分とする。 * 水中掘削等による場合は、2ランク下の区分とする。
	第1種改良土*8)		砂質土	砂 {S}、 れき 礫質砂 {SG}		
			人工材料	改良土 {I}	—	
第2種建設発生土 (れき 砂質土、 れき 礫質土及びこれらに準ずるもの)	第2a種	800 以上	れき 礫質土	細粒分まじり れき 礫 {GF}	—	
	第2b種		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	
	第2種改良土		人工材料	改良土 {I}	—	
第3種建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの)	第3a種	400 以上	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	
	第3b種		粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	40%程度以下	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	—	
	第3種改良土		人工材料	改良土 {I}	—	
第4種建設発生土 (粘性土及びこれに準ずるもの(第3種建設発生土を除く))	第4a種	200 以上	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	
	第4b種		粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	40～80%程度	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	—	
			有機質土	有機質土 {O}	40～80%程度	
	第4種改良土		人工材料	改良土 {I}	—	
泥土*1), *9)	泥土 a	200 未満	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	
	泥土 b		粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	80%程度以上	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	—	
			有機質土	有機質土 {O}	80%程度以上	
	泥土 c		高有機質土	高有機質土 {Pt}	—	

*1) 国土交通省令(建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令平成13年3月29日国交令59、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令平成13年3月29日国交令60)においては区分として第1種～第4種建設発生土が規定されている。

*2) この土質区分基準は工学的判断に基づく基準であり、発生土が産業廃棄物であるか否かを定めるものではない。

*3) 表中の第1種～第4種改良土は、土(泥土を含む)にセメントや石灰を混合し化学的安定処理したものである。例えば第3種改良土は、第4種建設発生土または泥土を安定処理し、コーン指数400kN/m²以上の性状に改良したものである。

*4) 含水比低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されないため、処理後の性状に応じて改良土以外の細区分に分類する。

*5) 所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーンペネトロメーターで測定したコーン指数(表-2参照)。

*6) 計画段階(掘削前)において発生土の区分を行う必要があり、コーン指数を求めるために必要な試料を得られない場合には、土質材料の工学的分類体系((社)地盤工学会)と備考欄の含水比(地山)、掘削方法から概略の区分を選定し、掘削後所定の方法でコーン指数を測定して区分を決定する。

*7) 土質材料の工学的分類体系における最大粒径は75mmと定められているが、それ以上の粒径を含むものについても本基準を参照して区分し、適切に利用する。

*8) 砂及び礫と同等の品質が確保できているもの。

*9) ・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について(昭和46年10月16日環整43厚生省通知)
・地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。(建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について平成13年6月1日環廃産276環境省通知)

・建設汚泥に該当するものについては、廃棄物処理法に定められた手続きにより利用が可能となり、その場合「建設汚泥処理土利用技術基準」（国官技第 50 号、国官総第 137 号、国営計第 41 号、平成 18 年 6 月 12 日）を適用するものとする。

表 2 土質区分判定のための調査試験方法

判定指標 ^{*1)}	試験方法	規格番号・基準番号
コーン指数 ^{*2)}	締固めた土のコーン指数試験方法	JIS A 1228
土質材料の工学的分類	地盤材料の工学的分類方法	JGS 0051
自然含水比	土の含水比試験方法	JIS A 1203
土の粒度	土の粒度試験方法	JIS A 1204
液性限界・塑性限界	土の液性限界・塑性限界試験方法	JIS A 1205

*1) 改良土の場合は、コーン指数のみを測定する。

*2) 1 層ごとの突固め回数、25 回とする。(参考表参照)

参考 別表第2の4の項の擁壁の基準について

○宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）抜粋
（定義等）

第1条 この政令において、「崖」とは地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいい、「崖面」とはその地表面をいう。

中略

4 擁壁の前面の上端と下端（擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。以下この項において同じ。）とを含む面の水平面に対する角度を擁壁の勾配とし、その上端と下端との垂直距離を擁壁の高さとする。

中略

（擁壁の設置に関する技術的基準）

第8条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土又は切土（第3条第4号の盛土及び同条第5号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。

イ 略

ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面

ハ 第14条第1号の規定により崖面崩落防止施設が設置された崖面

二 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする。

2 略

（鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造）

第9条 前条第1項第2号の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の各号のいずれにも該当することを確かめたものでなければならない。

一 土圧、水圧及び自重（以下この条及び第14条第2号ロにおいて「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。

二 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。

三 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。

四 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

2 前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。

一 土圧等によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。

二 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの3分の2以下であることを確かめること。

三 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の3分の2以下であることを確かめること。

四 土圧等によって擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によって基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確かめること。

3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第2の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。
- 二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第90条（表1を除く。）、第91条、第93条及び第94条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値
- 三 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第3の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

（練積み造の擁壁の構造）

第10条 第8条第1項第2号の間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ（第1条第4項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。別表第4において同じ。）が、崖の土質に応じ別表第4に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは40センチメートル以上、その他のものであるときは70センチメートル以上であること。
- 二 石材その他の組積材は、控え長さを30センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めすること。
- 三 前2号に定めるところによっても、崖の状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。
- 四 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第4上欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは擁壁の高さの100分の15（その値が35センチメートルに満たないときは、35センチメートル）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの100分の20（その値が45センチメートルに満たないときは、45センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

（設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用）

第11条 第8条第1項第1号の規定により設置される擁壁については、建築基準法施行令第36条の3から第39条まで、第52条（第3項を除く。）、第72条から第75条まで及び第79条の規定を準用する。

（擁壁の水抜穴）

第12条 第8条第1項第1号により設置される擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積3平方メートル以内ごとに少なくとも1個の内径が7.5センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けなければならない。

以下別表2まで略

別表第2（第7条関係）

土質	単位体積重量(1立方メートルにつき)	土圧係数
砂利又は砂	1.8 トン	0.35
砂質土	1.7 トン	0.40
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	1.6 トン	0.50

別表第3（第7条関係）

土質	摩擦係数
岩、岩屑、砂利又は砂	0.5
砂質土	0.4
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土（擁壁の基礎底面から少なくとも15センチメートルまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。）	0.3

別表第4（第8条関係）

土質		擁壁		
		勾配	高さ	下端部分の厚さ
第1種	岩、岩屑、砂利又は砂利混じり砂	70度を超え75度以下	2メートル以下	40センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	50センチメートル以上
		65度を超え70度以下	2メートル以下	40センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	45センチメートル以上
			3メートルを超え4メートル以下	50センチメートル以上
		65度以下	3メートル以下	40センチメートル以上
			3メートルを超え4メートル以下	45センチメートル以上
			4メートルを超え5メートル以下	60センチメートル以上
第2種	真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	70度を超え75度以下	2メートル以下	50センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	70センチメートル以上
		65度を超え70度以下	2メートル以下	45センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	60センチメートル以上
			3メートルを超え4メートル以下	75センチメートル以上
		65度以下	2メートル以下	40センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	50センチメートル以上
			3メートルを超え4メートル以下	65センチメートル以上
第3種	その他の土質	70度を超え75度以下	2メートル以下	85センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	90センチメートル以上
		65度を超え70度以下	2メートル以下	75センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	85センチメートル以上
			3メートルを超え4メートル以下	105センチメートル以上
		65度以下	2メートル以下	70センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	80センチメートル以上
			3メートルを超え4メートル以下	95センチメートル以上
			4メートルを超え5メートル以下	120センチメートル以上